

令和8年 第2回

仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録

(1日目)

開 会 令和8年6月25日(木)

延 会 令和8年6月25日(木)

仁 木 町 議 会

令和8年第2回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

◆日 時 令和8年6月25日（木曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | | |
|-------|--------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 | |
| 日程第3 | 会期の決定 | |
| 日程第4 | 諸般の報告 | |
| 日程第5 | 行政報告 | |
| 日程第6 | 報告第1号 | 令和7年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 一般質問 | 防災における課題とその解決策は（佐藤秀教議員）
本町の観光施策について（野崎明廣議員）
国民健康保険税について（上村智恵子議員）
景観条例について（上村智恵子議員）
子どもたちの交流機会の拡充について（前田春奈議員） |
| 日程第8 | 議案第1号 | 令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第2号 | 令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第3号 | 令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第4号 | 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第5号 | 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第6号 | 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第14 | 議案第7号 | 大江辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第15 | 議案第8号 | 財産（動産）の取得について |

令和8年第2回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 令和 8年 6月25日（木） 午前 9時30分
 延 会 令和 8年 6月25日（木） 午後 3時32分

議 長 横 関 一 雄

副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（9名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 長	浜 野 崇
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	奈 良 充 雄
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	本 多 弘 一	建 設 課 参 事	関 雅 樹
総 務 課 参 事	桂 下 友 芳	教 育 次 長	和 田 秀 文
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	（浜 野 崇）
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	菅 敦
企 画 課 長	齊 藤 正 吾	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	（本 多 弘 一）
住 民 環 境 課 長	庄 司 良 佑	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 長	菊 地 健 文	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 参 事	浜 野 公 子		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和8年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、4番・佐藤議員及び5番・野崎議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するに当たり6月8日月曜日、並びに本日6月25日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、議案8件、同意12件、諮問1件、意見書3件の計25件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が4名から5件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6の繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。日程第7の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、上村議員2件、前田議員1件の順でございます。日程第8から第10の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第11の条例制定については、即決審議でお願いいたします。日程第12から第13の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第14の計画変更については、即決審議でお願いいたします。日程第15の財産取得については、即決審議でお願いいたします。日程第16から第27の同意については、一括議題として提案説明を受けた後、会議を休憩に移し別室にて協議の上、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第28の諮問については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第29から第31の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者並びに賛成者については、お手元に配付のとおりでございます。日程第32の議員の派遣については、仁木町議会会議規則第126条の規定による議員派遣でございます。派遣内容につきましては、お手元に配付のとおりです。日程第33、委員会の閉会中の継続審査、日程第34、委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配付のとおり各委員長より申出がでございます。

続いて、会期について申し上げます。令和8年第2回仁木町議会定例会招集日は、本日6月25日木曜日、

会期は開会が6月25日木曜日、閉会が6月26日金曜日の2日間といたします。

最後に、当面する行事予定についてはお手元に配付のとおりでございます。以上、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、6月25日から6月26日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、6月25日から6月26日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

諸般の報告については、本会議場での報告を省略いたします。なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和8年第2回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和8年第2回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員の皆さまにおかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、菅選挙管理委員長におかれましても、万障繰り合わせの上、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

この後の行政報告でも申し上げますが、先月末、北海道が発表した2025年の国勢調査の速報値によると道内の総人口が500万人を下回るのは1955年以来70年ぶりとの報道がありました。加えて、後志管内の人口は18万3136人となり、1920年の統計開始以来、過去最低を記録したとのこと。人口が増えた自治体は179市町村のうちわずかに9自治体であり、仁木町もその中に位置することができました。十数年前には消滅可能性自治体として位置付けられた本町は、そこから脱却することを果たし、5年前より人口はわずかではありますが、プラスに転じることができたことは、これまでの取組の成果であります。一つ一つの取組が

良い方向に上積みされ、成果として結びついたものと受け止めているところでありますが、数値だけを見て一喜一憂するのではなく、その内容や過程に大きな意味があるものと考えます。

実際のところ、町内の年間所得の平均額が2010年時240万円程度、北海道で179市町村のうち164番目だったものが年々右肩上がりとなり、2024年には362万円程度となっている状況であり、現在においては道内上位に数えられるほどになっております。この要因はやはり農家経営が安定したことにより、もたらした結果であると分析しており、加えてワイナリーなども含めて町外からの事業者が増えたことで、平均所得の底上げができたものと考えております。これまで産業基盤の強化を図りつつ、収益性が高い産業構造の構築に向けて取組を進めてまいりました。そのことにより、本町では、こうした産業の下支えをしてくれる存在として、外国人就労者の影響が大きいものがあります。昨年は300名近い外国人の方々が、農業現場の即戦力として活躍していただいております、その他では福祉施設でも年々増加傾向にあります。人手が安定的に確保できることにより産業は維持でき、収益性の高い産業になることにより、多くの人材が集まるといった循環構造は、まさに仁木町のモデルとして多くの地域に派生することを今後期待するものであります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告1件、議案8件、同意12件、諮問1件、計22件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます、令和8年第2回仁木町議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、令和7年国勢調査について申し上げます。

令和8年5月29日に、総務省統計局から令和7年国勢調査の人口速報集計結果が公表されました。令和7年10月1日現在における日本の総人口は約1億2305万人で、令和2年の前回調査から約309万人減少し、北海道においても70年ぶりに人口が500万人を下回るなど、我が国は本格的な人口減少時代に突入したことが明らかとなりました。また、道内179市町村のうち、前回調査と比較して人口が増加した自治体はわずか9市町村にとどまりました。こうした状況の中、本町の人口は3188人と、令和2年に行われた前回調査時の3180人と比較し8人の増加となり、昭和35年の8326人をピークに人口減少が続いてきた中で、実に65年ぶりの人口増加となりました。内訳としましては、日本人が2898人で前回比215人の減少となった一方、外国人は290人で前回に比べて223人の増加となっております。本町経済を支える農業分野を中心に、外国人材の受入れが進んだことが、人口増加の大きな要因の一つであると考えております。さらには、子育て支援施策の充実や、移住・定住の促進に取り組んできたことも、人口の増加につながったものと受け止めております。

町といたしましては、引き続き子育て支援や定住促進に取り組むとともに、外国人住民への生活情報の提供や地域との相互理解の促進などに取り組むことで、異なる文化圏の方が共に暮らす、多様性に富んだ活力ある地域づくりを目指してまいります。なお、今回の公表は速報値であるため、今後数値が変動する可能性があるほか、年齢別人口や就業状況などを含む詳細な集計結果につきましては、順次公表される予定となっております。

次に、農作物の生育状況等について申し上げます。

本年の気象は、1月から3月にかけて平年より気温が高く推移し、特に北海道日本海側では平均気温が平年より1.4度高かったことにより、平年より1週間程度早く融雪が進みました。また、4月から5月にかけても気温が高めに推移し、果樹の萌芽や野菜の作付準備も例年より早く進み、5月に入り低気圧や気圧

の谷の影響により雨の日が多くありましたが、5月中の気温も高く推移したことで、農作物の生育は概ね平年並みに推移しております。主な農作物の生育状況であります、ミニトマトは順調に推移しており、平年並みの6月下旬からの出荷が予定されております。ミニトマト集出荷貯蔵施設での機械選果も例年どおり7月1日から始まる見込みとなっております。水稻は、移植作業が平年より1日程度遅れて終了いたしました。生育は平年並みで概ね順調であります。さくらんぼの生育も平年並みに推移しており、6月2日に実施いたしました着果調査の結果、主力品種の「佐藤錦」につきましては、1花束状短果枝当りの結実数は2.22個となっており、平年の2.8個に比べやや少ない状況であります。ぶどうは、春先からの気温が高く推移したことで、平年よりも3日程度早く生育が進んでおります。また、町の単独事業として実施している仁木町農業基盤整備促進事業を活用した水田の区画拡大につきましては、令和8年度において4か所（4.3㍏）での実施を計画しているところですが、田植え前に施工を行う水田から順次、工事が進捗しており、現在までに1か所（0.7㍏）の工事が完了しております。

次に、令和7年度ふるさと納税特産品贈呈事業について申し上げます。

ふるさと納税特産品贈呈事業につきましては、町特産品のPRや地元事業者の活性化、仁木町の知名度向上を目的に、平成26年度から取り組んでおり、今年度で12年目を迎えます。本町のふるさと納税寄附金は、令和4年度、5年度と4億円前後で推移してきましたが、令和6年度は、米不足の影響により米の申込みが急増したことに伴い、初めて5億円を突破し、過去最高の寄附金額となりました。令和7年度につきましても、上半期はさくらんぼなどの申込みにより順調に推移しておりましたが、下半期は制度改正の影響等から伸び悩み、最終的には4億5482万4700円（前年度比9868万8400円の減）となりましたが、多くの皆さまから寄附をいただいたところであります。今年度につきましては、イベントでのチラシ配布や特設サイトの開設など積極的にプロモーション活動を展開して、仁木町の魅力向上と財源の確保に努めてまいります。

行政報告は以上であります。別途お手元には、見積合わせ結果（議案第8号関連）、仁木町農業委員会委員の選任につき同意を求める者の一覧表（同意第1号～同意第12号関連）、令和7年度各会計決算に関する調べ、令和7年度指定管理施設事業報告、令和7年度介護保険利用状況表、令和8年度事業発注状況表（契約額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和8年第2回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、令和8・9年度（仮称）銀山義務教育学校建設工事の入札結果について申し上げます。令和8・9年度（仮称）銀山義務教育学校建設工事につきましては、副町長を委員長とした、私をはじめ各課長職から構成される仁木町公共施設建設業者選定委員会を開催し、入札方法を公募型指名競争入札にすること及び建築主体、電気設備、機械設備の3工種に分けて発注することを決定し、参加企業の募集を行ってまいりました。募集の結果、建築主体には特定建設工事共同企業体5者、電気設備には特定建設工事共同企業体2者、単体企業3者、機械設備には特定建設工事共同企業体1者、単体企業4者に参加表明をいただき、5月28日に指名選考委員会を開催し、参加表明をいただいた全ての業者を指名し、6月19日に入札を執行いたしました。入札は建設主体を午前10時より実施し、新太平洋・中山建設特定建設工事共同企業

体が落札しましたが、午後1時より入札を実施した電気設備につきましては、音響設備や照明器具等の価格高騰のほか、ネットワーク設備の設定費等、町の設計額と乖離があったため不落札となりました。午後4時から実施しました機械設備につきまして、高橋・堀川特定建設工事共同企業体が落札しました。なお、今回の入札につきまして、入札参加企業には、3工種全ての入札において落札者が決定しない場合、契約締結しない旨の通知を行っておりましたので、仮契約の締結を行わず、本定例会の議案からも取り下げしております。

次に、各種寄贈について申し上げます。

この度、小学校1年生に対し、入学記念品として、北後志消防組合仁木消防団から消防啓発グッズとして、消防車を型取ったうちわや鉛筆・自由帳など一人6種類のグッズを寄贈いただきました。さらに、夢を一生持ち続けられる人になって欲しいとの思いから、大江地区の金子英治様から小学校1年生に向けて、ななつぼし1升21袋（仁木小学校14袋、銀山小学校7袋）の寄贈を受け、入学式に配付しております。また、仁木町除雪事業協同組合からは、仁木小学校及び仁木中学校に対しましてラインカー（白線引き）を各1台寄贈いただきました。町内の皆さまから心温まる善意が届いておりますことに保護者を始め学校関係者及び教育委員会といたしまして、深く感謝しているところであります。以上で、令和8年第2回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和7年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和7年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）報告第1号、令和7年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について。令和7年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては新見財政課長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）報告第1号、令和7年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項では、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されております。令和7年度の繰越明許費につきましては、当該年度内に支出を終わらなかったため、予算の定めるところにより令和8年度に繰り越したものでございます。

計算書をお開き願います。令和7年度仁木町繰越明許費繰越計算書、一般会計でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、事業名は仁木町定住促進共同住宅建設費補助事業、金額及び翌年度繰越額は2981万2000円、財源内訳はその他が2981万1000円、一般財源は1000円でございます。3款、民生費、2項、児童

福祉費、事業名は物価高対応子育て応援手当支給事業、金額及び翌年度繰越額は96万4000円、財源内訳は国道支出金が96万3000円、一般財源は1000円でございます。続きまして、10款、教育費、6項、保健体育費、事業名はスキー場管理運営経費、金額及び翌年度繰越額は490万6000円、財源内訳は全て一般財源でございます。以上、3事業の合計金額は3568万2000円、翌年度繰越額も同額で、財源内訳につきましては、国道支出金が96万3000円、その他が2981万1000円、一般財源が490万8000円となっております。以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『令和7年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

日程第7 一般質問

○議長（横関一雄）日程第7『一般質問』を行います。4名の方から5件の質問があります。

最初に、『防災における課題とその解決策は』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、防災における課題とその解決策は、について質問させていただきます。

近年、気候変動の影響で自然災害が激甚化・頻発化し、さらに複合災害や広域災害のリスクが高まる中、自治体の防災体制は新たな岐路に立たされています。このため、災害が発生した際の情報伝達の確実性や避難行動の実効性など、防災担当者が直面する様々な課題は年々複雑化の一途をたどっています。また、人口構造の変化による要支援者の増加、地域コミュニティの希薄化、自主防災組織の担い手不足など、社会構造の変化に起因する新たな課題も顕在化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の経験は、避難所運営の在り方に大きな変革を迫ることとなりました。このような状況下において、自治体の防災における主な課題として、「迅速な情報伝達」、「高齢化による避難行動要支援者への対応」、そして「慢性的なマンパワー・予算不足」が挙げられます。そこで、これらの課題解決に向けた効率的な業務運営の実現について、町長の見解を伺います。1点目、災害発生時における状況の正確な把握と適切なタイミングでの住民への情報伝達は、防災対策の根幹を成す重要な要素であるが、その情報収集及び伝達方法をどのように考えているのか。2点目、高齢者や障がい者など、災害時に自力避難が困難な「避難行動要支援者」に対して、どのような対応を考えているのか。3点目、複合災害への対応は、地震と風水害など複数の災害が同時・連続して発生する事態を想定し、人命救助を最優先にしつつ、迅速な被害状況の把握、広域応援の受入体制、そして行政機能の維持が核となるが、本町の複合災害を想定した取組状況はどうなっているのか。4点目、自治体の防災担当部署では、平時から限られた人員で多様な業務を担っているため、慢性的なマンパワー不足と業務の効率化が最も深刻な課題の一つになっているが、本町の現状はどうなのか。以上、4点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員からの、防災における課題とその解決策は、の質問にお答えします。

1点目の「情報収集及び伝達方法をどのように考えているのか」についてであります。仁木町地域防災計画（一般災害対策編）第3章 第3節、災害情報等の収集及び伝達計画において、情報の収集及び通報等について定めております。情報収集につきましては、警察、消防及び関係機関との連絡関係を継続し、各種防災情報を活用しつつ、迅速かつ正確な情報把握に努めてまいります。情報伝達につきましては、高齢化や情報伝達手段の多様化が進む中、多重的な情報伝達体制の確保が重要と認識しており、防災無線及び広報車による伝達を主としつつ、LINEをはじめデジタル技術を活用し取り組んでまいりたいと考えております。また、本年5月には、気象庁による防災気象情報の運用が見直され、災害発生の危険度を直感的に理解し、的確な避難行動がとれるよう警戒レベルに応じた情報提供がよりわかりやすく整理されたところであります。町といたしましては、最新の情報を適切に把握し、住民の皆さまへわかりやすく周知することで、有事の際には適切な避難行動につなげられるよう、平時からの周知啓発を通じて防災意識の向上に努めてまいります。

2点目の「避難行動要支援者に対して、どのような対応を考えているのか」について申し上げます。本町では、高齢者や障がいのある方など、災害時に自身での避難が難しい方が迅速に避難できるよう、防災計画に基づき、事前の名簿整備や個別避難計画の作成を進めることとしております。しかしながら、個別避難計画の作成につきましては、十分な進捗にあるとはいえ、引き続き取組を進めていく必要があると認識しております。また、地域の支援者へ名簿情報を提供するための事前同意の取得や制度の周知につきましても十分とはいえない状況にあります。町といたしましては、この状況を課題として認識しており、防災部門と福祉部門が連携しながら、日頃から対象となる方と関わりのある町内会等、地域の皆さまのご協力をいただき、地域全体で支え合う体制づくりを進めてまいります。

3点目の「本町の複合災害を想定した取組状況は」につきましては、防災計画（一般災害対策編）第4章 第15節、複合災害に関する計画として記載されておりますが、予防対策の規定にとどまっており、計画やマニュアルの策定及び複合災害を想定した防災訓練等は実施できておりません。今後、関係機関と連携しながら、複合災害を想定した訓練や防災体制の整備を検討してまいります。

4点目の「慢性的なマンパワー不足と業務の効率化が最も深刻な課題の一つとなっているが、本町の現状は」につきましては、防災担当業務には、参事1名、主幹1名、主任1名の3名体制で当たっており、うち防災士が1名（庁内保有者は3名）で、今年度も新規で1名の防災士資格の取得を目指しているところであります。災害対策につきましては、迅速な状況把握や関係機関との調整、避難所運営など、多岐にわたる業務への対応が求められることから、防災に関する知識や実践的な対応力を備えた人材の育成が重要であると認識しております。このため、職員による各種研修の受講や防災士資格の取得などを通じて、防災に関する知識及び対応能力の向上を図るとともに、全ての職員が自覚を持ち、有事の際に防災計画に定める役割を果たすことができるよう、組織全体として防災力の向上に努めてまいります。さらには、マンパワー不足と防災業務の効率化に対応する上では、情報の取扱いや各種手続きにおけるデジタル技術の活用が必須になるものと考えておりますので、今後も人材育成はもとより、デジタル技術の活用を基盤とした、防災のDX化を推進し、限られた人材の中でも実効性のある防災体制の構築に努め、町民の生命と財産を守ることを第一に災害に強いまちづくりを進めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ただいま、町長の方からそれぞれ質問に対してのご答弁がありましたが、その中で、本年5月に気象庁による防災気象情報の見直しがあったということでございますけれども、従来の情報内容と何が変わったのか説明願います。

○議長（横関一雄）桂下総務課参事。

○総務課参事（桂下友芳）ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

従来の防災気象情報につきましては、大雨や洪水などで発出される注意報や警報の種類が多く、どの情報が出た場合に避難すべきかというのが分かりにくくなっておりまして、避難行動につながりづらいという課題がございました。今般の災害気象情報の変更は、この課題解決に向けまして、いつどのような避難行動を取るべきかを住民の皆さまが直感的に理解できるようにするためというふうに認識しております。具体的には、災害気象情報による情報の発信と警戒レベルによる行動に関する情報発信を明確に結びつけまして、避難行動の遅れによる被害を防ぐため整理されたものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）このたびの防災気象情報の見直し、この運用については、今日も台風7号による被害が相当予測される、甚大な被害が予想されるということで、今日テレビのニュースでもやっていましたけれども、現在台風7号・8号の影響で、九州地方にレベル4で土砂災害危険警報が発表されたということで報道されております。これらの状況で、今月上旬の台風6号でもこの運用がされていますけれども、おおむね私は理解しているところでございますけれども、この情報はですね、非常に重要な情報なので、町民の皆さんへ周知する必要があると思うんですね。その対応について町の方では考えているのか、考えているとすれば、どのような方法で周知するのか、ご説明願います。

○議長（横関一雄）桂下総務課参事。

○総務課参事（桂下友芳）ただいまの佐藤議員のご質問についてですが、今回の災害に係る避難情報というのは、直接命に関わる非常に重要なものというふうに担当の方でも理解しておりますので、町民の皆さまへの周知につきましては、町のホームページで情報発信をはじめまして、町の広報においてですね、避難情報、こういった避難行動を取らなければならないのかということにつきまして、繰り返し情報を発信することで、防災意識の醸成と、前回も大丈夫だったし、ですとか、今回も大丈夫なんだろうというような、いわゆる災害時に避難行動の遅れにつながります正常性バイアスの抑止ということを図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）住民の逃げ遅れゼロ、これを実現することは自治体防災の究極の目標となると思うんですが、それでこの、今仰った正常性バイアス、これは、自分は大丈夫だという、誰も思うそうですが、この抑制にもしっかりと努めてほしいと思います。

防災気象情報が見直された一方で、町の防災ガイドマップで示されているように、気象警報が発表された場合であっても、直ちに避難所が開設されるわけではなく、町が避難情報を発令する際に合わせて開設するという事になると思うんですけれども、この防災気象情報と町の避難情報とのタイムラグ、時間差が生じると思うんですね。このタイムラグをいかに解消していくかが問題になってくると思うんですが、これについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下総務課参事。

○総務課参事（桂下友芳）佐藤議員の仰るとおりですね、防災気象情報と町の避難情報との間に時間差が生じるということではですね、避難行動の遅れに直接つながることでございますので、重大なことだというふうに認識しております。このことからですね、今般見直されました気象庁による防災気象情報や警戒レベルを基にですね、早めの避難行動を町民の皆さまには取っていただくということが重要であるとまずは考えております。町といたしましてはですね、災害気象情報の発出を受けまして、速やかに町からの情報発信や避難所の開設準備、関係機関との連絡調整等、迅速な対応を行うことと並行しまして、地域の状況を踏まえた情報を防災行政無線ですとか、広報車（セットカー）による街宣ですとか、町公式LINE等の多重な手段によりまして、速やかに発信してまいりたいと考えております。さらに平時におきましてはですね、先ほど申し上げましたが、繰り返し情報発信をすることで、町民の皆さまが適切な避難行動を取れるよう、避難所、避難経路などの周知もあわせてですね、行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）避難行動の遅れが生命にも関わる重要な要因でありますので、その辺はしっかり対応してほしいと思います。

それで次の質問ですが、本町の避難行動要支援者の名簿の運用体制だとか、個別避難計画、これがあまり順調に進んでいないということですが、この要因としては何が考えられるのでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下総務課参事。

○総務課参事（桂下友芳）避難行動要支援者名簿とですね、個別避難計画に関しましてですね、まず避難行動要支援者名簿の運用につきましてなんですけれども、その制作に当たりましては、避難に支援が必要な方につきまして一定の要件の下、整理を行いまして、おおむね1年ごとに内容の更新を行っているところでございます。この支援者名簿につきましては、本人同意の上、必要な範囲で避難を支援していただける皆さまに共有させていただいているところで、こちらの名簿につきましては、既に作成は済んでいるというような形になっております。個別避難計画の策定が進んでいない要因といたしましては、その策定に際しまして、ご本人はもとよりですね、そのご家族のご理解、地域で支援を行っている皆さまと個人情報の保護ですとか、実際の支援体制の構築などに関しまして様々な調整が必要となることや、要支援者を取り巻く状況が逐次変化していることなどがですね、大きなハードルとなっております、策定が進んでいないというような状況となっております。ただその一方でですね、本町におきましては、日頃から民生委員の皆さまですとか、社会福祉協議会、地域の福祉事業所などですね、連携を通じて、誰がどこにお住まいで、どのような支援を必要とされているかというようなことをですね、ある程度把握できているものと認識してございます。このことから、緊急を要する場合にあっても、関係法令や地域防災計画に基づきまして命を守るために必要な情報を関係機関へ迅速に提供できるものというふうに考えております。

今後につきましても、防災担当と福祉担当がですね、密に連携しまして、現在町内に11あります自主防災組織の活動の輪を広げていただくなど、町内会や地域の皆さまのご協力をいただきながら、行政としても個別避難計画の整備も含め、全力で避難支援体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）おそらく確かに支援が必要な方は、もう相当数いらっしゃると思います。おそらく人

数的にもちょっとそれは個人情報なんか絡むので、言えないかと思いますが、いずれにしても名簿の作成は義務化されているということで、既にもう作成されているということで、あと運用の部分で、今仰った部分で、この個別避難計画は努力義務ということで、これは全国的にもあまりこれは進んでいないようですね、やはり難しいんでしょうね。そう言いながらも、これはやはり喫緊の課題だと思いますので、何とか努力されて、しっかり対策を講じてほしいと思います。

それで、ただいまの質問に関連しますけれども、本町の自主防災組織、これは町内会単位で、今現在11団体あるかと思いますが、この当該組織も高齢化や人口の減少に伴って、地域での迅速な救助や避難誘導が困難な状況になっています。この状況を町長はどのように捉えているのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）以前にもこの質問に関して佐藤議員からですね、自主防災組織の在り方について一般質問を受けた記憶がございますけれども、重複となりますけれども、自主防災組織はですね、災害発生時におきまして地域における共助の中心的な役割を担う重要な組織であるというふうに認識しております。今、ご指摘がございましたとおりですね、自主防災組織においてもですね、やはり高齢化や、また担い手不足が進行していることは大きな課題であるというふうに町も受け止めているところでございます。一方で大規模災害時には行政のみでこれに対応することは非常に困難でありまして、やはり地域において自主防災組織を担う共助の役割はですね、やはり重要なものになっているというふうに、今後の防災対策について検討する必要があるものというふうに考えております。このため、組織設立促進や既存の組織への活動支援を引き続き継続することと併せまして、複数の町内会にまたがる組織づくりや、消防団をはじめ、地域防災の担い手となる連携の在り方など、また新たな角度からですね、検討を交えつつ地域の実情に応じた防災体制づくりについて進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今町長が仰ったようにですね、やはり少子高齢化、あるいは人口減少によって、この自主防災組織、様々な組織がありますが、これは全国的な問題・課題であって、非常に難しい問題かと思いますが、これについてもですね、やはり災害はいつ起きるかわかりません。今朝も7時半頃、東北方面で震度6強の地震があり、かなり大きい揺れがあったようなんですけれども、そのように、いつどこで何が起きるかわかりません。ですから社会構造の変化に対応した新たな地域コミュニティ、町長が今いろいろご答弁いただいた部分でですね、その構築に向けてしっかりこれは取り組んでほしいというふうに思っています。これも喫緊の課題なので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、令和6年4月に地域防災マネージャーとして採用した退職自衛官について伺いますけれども、この地域防災マネージャーは、災害発生時に即戦力スタッフとして、首長による適格な意思決定を直接サポートし、全庁的な指揮命令や他機関との連携を主導する重要な役割を担うことになります。これは町長にとっては非常に心強い存在になるかと思いますが、その職員も令和7年度いっぱい退職されたということで、非常にこれは残念に思っていますが、そのわずか2年で退職された経緯について、これも町長に伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ただいまご指摘がありましたとおりですね、地域防災マネージャーとして2年間ほど職員を受け入れた経過がございますけれども、昨年度末におきましてですね、当該職員につきましては

ご本人とご家族の事情によりまして3月31日をもって、自己都合にて退職されたということでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ご本人とその家族の事情ということでありますので、これはちょっと止むを得ないかなと思うんですが、では今後、この地域防災マネージャーの資格を有する退職自衛官を採用する予定はあるのか、そのことについて町長に伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後採用する予定があるのかどうかという質問にお答えいたしますけれども、近年の災害の激甚化・頻発化、そして更には南海トラフ地震の発生率が高まっている中、防災力の向上を目的に、やはり地域防災マネージャーを配置する自治体が増加しており、人材の確保がですね、皆さん取り合いでなかなか容易ではないということが実態でございます。また処遇や役職に対する自衛隊との相違等を理由に、早期離職につながるケースも散見されておりますことから採用に当たっては、他の自治体での事例等を調査しながら定着が図れる体制を今後も整備していかなければならないという認識ではございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）令和6年度に採用した退職自衛官についてもですね、当初、令和3年から計画があったものが、やっと3年越しで来ていただいたということなので、非常に貴重な職員であったかと思っておりますけれども、今町長が仰ったように、なかなか採用も他の自治体でもかなり欲しいという、採用したいということが多いということで、なかなか難しいということな状況にあるということですが、ではこの地域防災マネージャーが不在となったことで、今後この役割をどう補っていくのか、これも町長に伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）やはり専門人材が持つ知見はですね、重要であるというふうに考えていることから、道の危機管理部局等の支援の下ですね、組織として対応できる体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。このため職員による防災士資格等の取得や各種研修、又は訓練などを通じてですね、職員の能力向上を図るとともに、全庁横断的な防災体制の強化に努めてまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ただいま町長の方から防災士の資格取得ということでのお話がありましたけれども、それに関連してですね、本町では現在、庁内に防災士資格保有者が3名、今年度新規に1名資格取得を目指しているということで、先ほどご答弁がありましたけれども、自治体における女性職員の防災士の保有効果として、避難所運営、物資配布、防災教育などで女性視点でのきめ細やかな配慮を実現する重要な担い手になるというふうに言われていますので、これは全国的に推奨されております。本町での女性職員による防災士資格者の推進について、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）女性防災士につきましては、佐藤議員仰るとおりですね、避難所関係や又は要配慮者の支援の場面におきまして、プライバシーの確保や又は妊産婦、子育て世代の支援など、女性の視点が求められることが少なくありません。それを踏まえましてですね、私といたしましても、自主防災力の

向上を図る上でも、女性防災士の育成や、女性の防災活動への参画は非常に重要な役割を担っているものというふうに認識しておりまして、今後女性職員の防災士取得も視野に入れた検討をしてみたいと、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この女性職員による防災士、町長の方からそれも視野に入れて検討していきたいということなので、ぜひしっかり取り組んでほしいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

次の質問ですが、自然災害時において、自治体職員は住民の安全を守る対応者であると同時に、自らもその被災する当事者としての二面性を抱えています。職員自身が安全性を確保しつつ、安定して対応できる体制の構築が不可欠です。これはマンパワーも含めてですが、このことについて町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ただいまのご質問は、職員の対応という部分でもですね、二面性を抱えているという部分で、被害者でもありながら、当事者になってしまう可能性もありますので、そういった部分で対応をどのように考えているのかという質問と受け止めておりますけれども、まだ記憶にございますけれども、東日本大震災のときもですね、たしか岩手県の大槌町ですか、町長が唯一被災地で亡くなったということもまだ覚えておりますけれども、あの時、職員も40名近く犠牲となりました。そういうことも踏まえてですね、私自身、職員の居住地という部分ではですね、やはり若い職員は利便性の高いところに住みたがるんですけれども、やはりこういう災害等が起きたときにすぐ駆けつけられるように、原則、本町に住まなければならないよということではですね、指導はしているところでございます。そういうことも踏まえてですね、本町の業務継続計画におきましてはですね、関係職員は自発的にあらゆる手段をもって役場庁舎に参集する、及び役場庁舎に参集できない場合はですね、近隣の避難所で状況の把握、及び避難所運営に協力するというふうに定めているところでございます。しかしこれはあくまで参集が可能な職員に関する内容でありまして、議員の仰るとおり災害発生時にはですね、十分な職員が参集する保証はございません。よって業務継続計画におきましては、災害時に優先度の高い業務をですね、非常時優先業務と位置付けて、これ以外の業務を積極的に休止することで災害対応の充実と人員不足の対応を図ることとしております。また人員不足への対応につきましてはですね、仁木町災害時の受援計画に基づきまして、関係機関や他の自治体からの援助を受けることとしており、これにより安定した災害対応を継続できる体制の確保に努めてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）あくまでも職員もね、被災するということが本当に想定していかないと、今、それだけでなくマンパワー不足ということが課題になっていますので、ぜひ当庁も業務継続計画ですか、これは策定されていると思いますので、これに沿った形の中でしっかり取り組んでほしいと思います。

最後に町長に、町長ばかりで恐縮ですが、これも町長に質問させていただきますが、これ町長も今までのご答弁と重複するかと思いますけれども、地域防災力の向上には行政と地域コミュニティの連携がこれは不可欠です。首長主導で行う新たな地域防災向上力に向けたこの取組について、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまで佐藤議員からご質問、ご指摘いただきましたとおりですね、人口減少や少子高齢化の進行によりまして、地域コミュニティの希薄化や担い手不足が進む中で、地域防災力を維持・向上させていくことは非常に重要な課題であるというふうに認識しているところでございます。またこれに合わせて近年はですね、災害の激甚化・頻発化などの傾向が強まっていることから、従来の方法のみでですね、地域防災力を維持することは非常に難しくなっているものというふうにも認識しているところでございます。一方で、災害から町民の皆さまの生命と財産を守るという行政の責務は変わるものではございませんけれども、町といたしましては、仁木町地域防災計画を初めとする各種防災関連計画に基づきまして、防災体制の充実を図るとともに、防災士資格取得を含めた職員の人材教育や防災訓練等の充実により、災害対応の実効性強化へ取り組んでまいります。また希薄化する地域コミュニティの現状やデジタル技術の進展なども踏まえながら、町内会や自主防災組織、消防団、関係機関等との連携につきまして、時代と地域の実情に即した新たな地域防災の在り方について、今後検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。今後も町民1人の自助、そして地域の共助、行政による公助がですね、相互に連携することで実効性のある防災体制を構築し、災害に強く、みんなが安心して暮らせる安全なまちづくりに努めてまいりたい、そのように考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）町長が今仰ったように、防災対策で最も重要なこと、これは自助ですね、自分の命を守る行動、これは初動行動と生きるための最低3日から1週間のライフライン、食料の備蓄ということ言われています。災害は突然やってきます。ですから平時から地域住民への啓発活動をよろしくお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの出席議員は9名です。

日程第7・一般質問を続けます。一般質問、『本町の観光施策について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）それでは、本町の観光施策について、質問をさせていただきます。

農村公園フルーツパークにきは、本町における観光拠点の一つとして、毎年多くの観光客を迎え入れてきましたが、建物の経年劣化や多様化する観光スタイルの変化、後志自動車道の延伸に伴い、施設の設置目的に沿った機能を持続させ、経年劣化に対応した大規模修繕を実施するため、3年間休園し、令和11年度の供用開始に向け、再構築事業を推進していくことが示され、フルーツパークにきの簡易宿泊施設は、老朽化等の理由により運用を廃止し、跡地には地元の食材を堪能でき、かつ宿泊施設を備えたレストランを誘致すると聞いております。3月開催の各会計予算特別委員会においては、農村公園フルーツパークにき再構築事業の概要として、農村公園フルーツパークにきを果物・ワインを中心とした体験型・交流型・滞在型観光拠点として再構築し、通年利用を促進するための魅力向上と機能強化を図るとの方針が示されましたが、リニューアルオープンまで3年間休園することは、町の観光拠点としての役割を果たすことができないと考えます。また、本町の観光業務を担っている仁木町観光協会が事務所として使用している観

光管理センターについては、令和4年3月に策定された仁木町公共施設個別施設計画において、令和10年度に修繕と計画表に登載され、計画上は建物修繕の部分改修となっていますが、施設の老朽化を踏まえると部分改修のみでは難しいと考えます。そこで、フルーツパークにきが今年から3年間休園することを踏まえ、本町の観光施策について、町長の見解を伺います。（1）フルーツパークにきを体験型・交流型・滞在型観光拠点として再構築するという方針を打ち出しているが、現時点でそれぞれ具体的な構想を考えているのか。また、集客数や車両導線の確保について、具体的な対策を考えているのか。（2）フルーツパークにきの休園に伴い、来年度以降のイベントはどこで開催するのか。また、ホームページ等で休園を告知しているが、知らずに来園した観光客を別の観光施設へ案内するなど、素通りにならないための対策は何か考えているのか。（3）観光管理センターは、本町の観光情報の発信拠点として重要な施設と考えるが、町長はどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ただいまの野崎議員からの、本町の観光施策について、の質問にお答えいたします。

本町は、果樹・農業・食・自然景観といった豊かな観光資源を有しておりますが、現在は通過型観光が中心となっており、宿泊や町内周遊、消費拡大につながりにくいという課題があります。昨年お示した第4期町政政策事業において、施設の経年劣化が進んでいる農村公園フルーツパークにき及びふれあい遊トピア公園につきましては、再構築や機能強化を重点項目としております。観光のスタイルが多様化していく中において、加えて一部機能が重複している両施設のほか、地域観光の滞在拠点として位置付けているCasual Inn Niki（カジュアルイン仁木）を加えた3つの施設を、将来にわたり持続可能な観光拠点へ整備していくため、「迎える」「泊まる」「遊ぶ」と特徴を分けて整え、競合することなく補完し合う観光拠点群として位置付けるため、仁木町内公共観光拠点再編に関するゾーニング方針を策定し、各施設の再編に向けて進めていきたいと考えております。

これらを踏まえまして、1点目の「現時点でそれぞれ具体的な構想を考えているのか。また、集客数や車両導線の確保について、具体的な対策を考えているのか」についてであります。農村公園フルーツパークにき再構築の基本的な方向性として整理している内容につきましては、観光と農業、教育と地域暮らしを結び付ける多世代交流拠点として通年営業を実現し、持続可能な循環型拠点を形成することを目標としております。体験型については、果物やワインといった本町の強みをいかし、自然体験、ワインテイスティング、ワークショップなど、来訪者が実際に参加できる体験メニューの充実を想定しております。交流型については、観光客だけではなく、教育機関、地域住民など多様な主体が関わる場として、研修、体験学習、小規模イベント、マルシェ、ブライダルを含めた多目的活用を検討しているところであります。滞在型については、既存コテージ跡地へのオーベルジュ整備を核に、高付加価値な食と宿泊の提供を通じて町内での滞在時間の延長、消費の拡大、さらには町内周遊につなげていく考えであります。次に、集客数についてであります。現段階で数値目標を申し上げられる状況にはありません。今後、設計、事業手法、運営体制、導入機能の精査を進める中で、ターゲットの設定、客単価、回遊性、繁閑差への対応なども含め、実現可能性のある数値を設定してまいります。ただし、目指す方向といたしましては、単に来園者の増加のみを追求するのではなく、滞在時間、町内周遊、消費額、再訪率も重視しながら、本町の観光全体への波及効果を高める考えであります。また、車両導線の確保につきましては、民間提案等において、展望台に続く道路の拡幅、大型車両や観光バスの安全通行、通り抜け道路の確保、誘導サインの新設などの考

え方が示されていることから、町としても利用者の安全性と回遊性の両面から必要な導線対策を具体化してまいります。

2点目の「休園に伴う来年度以降のイベント開催場所、及び来園者を素通りにしない対策」について申し上げます。現在、農村公園フルーツパークにきにおいて定期的に実施しているイベントは、さくらんぼフェスティバルのみであり、今年度は同地で実施いたしますが、次年度以降は工事が予定されていることから別な場所での実施を検討しており、内容や規模に応じて、ふれあい遊トピア公園、Casual Inn Niki、仁木町民センター、町内の果樹園等も視野に入れながら、これまでどおりの開催方法のほか、分散開催や回遊型開催も検討してまいります。また、休園を知らずに来町、来園した観光客への対応については、単に休園を周知するだけではなく、町内の観光施設や立ち寄り先へつなぐ導線づくりが重要であると認識しており、今後、ホームページやSNS等での継続的な周知や町内の他施設への送客を意識した情報発信などに取り組み、農村公園フルーツパークにきを訪れた方がそのまま素通りするのではなく、町内周遊につながる仕組づくりに取り組んでまいります。

3点目の「観光管理センターの考え方」につきましては、議員仰せのとおり、観光管理センターは、本町の観光情報の発信拠点として、特産品のPRや観光案内等において、重要な役割を担っている施設であると認識しております。一方で、現施設は老朽化が進んでおり、施設として現状のまま継続していくことは困難であるとも考えております。今後、これまで同施設が担ってきた役割を観光拠点全体の再編の中でどのような機能を維持し、どのような形で強化していくことが望ましいのかという観点や、仁木町観光協会の事務機能の配置をどうしていくのかなど必要な検討を進め、今年度中に方向性を定めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、答弁の中で、フルーツパークにきにおける、体験型、交流型、滞在型の具体的な構想案を示されましたが、これらの取組は誰が行うのか、現段階で想定されていれば、それぞれの方針ごとに伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）先ほどですね、町長が答弁いたしました構想案につきましては、これまで様々な事業者といろんな協議をされた中で出た話をですね、まとめたものとしております。このような取組をですね、誰が行うのかということにつきましては、今後当然検討していくことになると思いますけれども、仮に、フルーツパークにきは、これまでも指定管理者で行っておいりましたので、指定管理者が行うとした場合、体験や交流につきましては、指定管理者に取組をお願いするというふうなことで考えているところです。またですね、滞在型につきましては先ほどの答弁にもありましたとおり、今後建設される予定のオーベルジュに担っていただくということを想定しているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ありがとうございます。

内容的にはある程度理解をしたところですが、体験型、交流型として、指定管理者にお願いを考えているということですので、指定管理者になったときには、こういうようなことがきちんと理解されているのかどうかということが、大変な取組にならないのかなという感じもしております。町がこの2年間

の間に、今の体験と交流というものに対して、小規模な形の中でちょっとやってみるということが考えられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）今議員から仰せのありました件につきまして、小規模でもできないかというふうなお話だったと思いますが、今年度3月に開催しました予算委員会の予算資料でもお示ししておりますが、観光関連施策委託業務というのを予算に計上しているところがございます。これで今後ですね、この予算を使いまして、民間提案をいただいたプロジェクトチームや、仁木町観光協会と協議してですね、何らかの事業を早急に実施したいというふうに考えているところがございます。具体的に何をやるかというのはこれからなんですけれども、何らかの事業はやっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）何らかの形で取り組んでいきたいということですので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に移りたいと思いますが、管理棟から広場下の駐車場はかなり距離があり、これまで車を駐車してから管理棟までは、それなりの距離を歩くことになっておりました。今回、公園を再構築するに当たり、通年利用の構想を考えています。管理棟前に降車できる車両誘導線が必要と考えますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）議員仰せのとおりですね、現在の下の方の駐車場から管理棟まではそれなりの距離、結構な距離、多分歩いたら5分ぐらいかかる距離があることになっています。先ほど議員仰せのとおり、冬季間の営業も考えますと、坂にもなっているものですから、なかなか難しいなど、管理棟近くに駐車場を設ける必要があるのではないかというふうなことはですね、私どもも考えております。今後ですね、この辺の設計も含めてですね、事業者と打合せをしていく予定でおりますので、その部分を考慮してですね、管理棟周辺に一般車両が駐車できるスペースをですね、確保していきたいというふうに、今のところ考えているところです。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ありがとうございます。非常に前向きな形の中でお答えをいただきました。

通年利用ということで、冬季間においては、やはり利用者のためには、駐車場というところが非常に重要なものになってくると思いますので、これ町長どう考えるのか、できればそういう駐車場というものをきちんと完備していただければとは思いますが、その辺、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先ほど、奈良参事の方からも答弁しましたとおりですね、やはり管理棟と駐車場の距離があるということで、利用者の皆さまから、野崎議員のようなもう少し近くに駐車場を設置してほしいというようなニーズというのはこれまでも多々あったことは事実であります。それらも踏まえてですね、今後リニューアルする際にですね、利用者の皆さんが使いやすい、利用しやすい施設にすべくですね、冬季間に限らず、今まで夏の期間もそういった形で要望があったわけですから、今後、通年営業するとなると、やはり冬の期間もあの距離を歩くというのはなかなか厳しいものがあると思いますので、な

るべく施設に近いところでですね、導線を確保できるような、そういった拠点づくりを今後民間事業者の方々と協議をしていきながらですね、そういった施設づくりを目指してまいりたいと、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）町長から非常に前向きなご返答をいただきました。

本当に冬場のことを考えると、施設の近くに駐車場をと。イベントを開催しても、その1日・2日という形の駐車場をイベントで利用しても差し支えないのかなという感じもしていますので、ぜひともその方向性をたどっていただければという感じがしています。

次の質問をしたいと思いますけれども、今年度の予算説明資料において、滑り台・昇降機、鉄路撤去工事の実施設設計費用が計上されていますが、滑り台撤去の後、跡地に何か構想を持っているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）滑り台の撤去等につきましてはですね、老朽化が激しいという判断から取り壊しか、新設という2択になりまして、今後の景観等も考慮してですね、滑り台と昇降機の撤去というふうなことを行うこととして、今年度予算計上をさせていただいたところでございます。

議員仰せの撤去後の跡地活用につきましては、今のところ具体的な構想というのは持ち合わせておりません。ただですね、頂上にあります休養施設に民間提案の方からサウナやカフェの併設などの構想があります。そのことから、今のところの想定というところなんですけれども、撤去後につきましては、例えば、ワインブドウとか、あとはその他の果樹園、又は花畑などの他、高付加価値を創出できるエリアとして、観光客から例えば入場料が徴収できるような仕組みというふうなことができないかということですね、今後想定していきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）いろいろな構想が練られているということで、今、頂上に展望的な建物がありますけれども、その辺の活用というものをどう考えているのか。町として、できれば道路も上っていくのに整備したいというのが出ていましたけれども、車が上るだけでなく、人が歩いて展望台まで行くのに遊歩道みたいなものも必要なのではないかなという感じもするんですけれども、その辺の構想というものが考えられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）道路の通行、車に乗って頂上へということは、一般車両を通行させるという考えは今のところ正直持ってはおりません。ですから、基本的には上り下りは徒歩でというふうなことは考えています。ただ、通常どおり歩くと10分以上かかると、また坂なのでかなりお年寄り等には厳しいのかなというふうなところは想定しているところでございます。この辺もですね、今まではその辺を昇降機で担っていただいたところなんですけれども、例えばですね、何か電動カートですとか、ゴルフカートみたいなものですね、上り下りできるような仕組みを取りたいなというふうなところは考えています。ですので、徒歩で基本的には行っていただこうかなというふうなところでは考えているところなんですけれども、そういうような補助的な部分もですね、何らかのことで検討していきたいというふうなところで、今考えているところです。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）家族連れがすごく多く期待できるのかなという感じもしていますので、できればそういう遊歩道的なものも、今後完備するという方向性もちょっと考えていただければという感じがしていますので。

次に、伺いたいと思いますけれども、先ほども出ていましたけれども、昨年、民間事業者から再構築に係る事業提案を受けていると思いますが、どのような内容だったのか。町としては修繕計画だけだったのか、また観光拠点施設として新たな提案があったのか伺います。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）昨年、プロジェクトチームの方から4社のコンソーシアム的な部分で、チームを組んでいただいた民間事業者から提案をいただいた主な内容につきましては、交通アクセスの向上、宿泊・商業機能の強化、それから地域ブランドの商品開発、イベントでのにぎわい創出と、あとその他はですね、運営に係る財政負担の軽減など、そういうような提案がなされました。よって町といたしましては、単なる修繕要望というふうなことではなくてですね、観光拠点としてどうするべきかというような提案をされたというふうに認識しているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ただいまの説明で理解をさせていただきます。

次に、先の答弁にもありましたが、さくらんぼフェスティバルのイベントを観光管理センター周辺やふれあい遊トピア公園等で行う考えはないのか、具体的な構想があれば改めてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）来年度以降のさくらんぼフェスティバルなどのイベント場所につきましては、現在のところ場所的な問題、広さ的な部分も含めてですね、実現可能なことを考えますと、今の規模を考えるとですね、ふれあい遊トピア公園、もしくは少し規模を縮小しての、仁木町民センターの裏の駐車場等での開催しかできないかなというふうなところで、今考えております。ただこれは決定では当然ございません。いずれにしてもですね、どこでやるにしても結構一長一短がございまして、今後開催規模とかですね、そのようなところを検討してですね、早めに場所を決定していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）さくらんぼフェスティバル、今年は開催できるという形で、来年度以降に対しては何かの形で取り組んで行きたいという答弁だったと思いますけれども、これ小規模でも開催すると、町長、開催する考えとしてはどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今までの規模とはならないですけれども、あらゆる形でですね、イベント自体は継続していく必要があるというふうに思っております。今朝の新聞でも、さくらんぼフェスティバルを楽しみにして種飛ばしの練習をしている親子がいるということで掲載されましたので、そういう人たちの希望に応えるためにもですね、またそういった場を提供することが今後必要だというふうに思いますし、今後そういった場所選定ですね、これから大なり小なりいろいろ形が変わってくるかもしれませんが、イベントとしては継続させていきたい、そのような思いでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ありがとうございます。

イベントを切らすことなく、小規模でも継続していただければという思いであります。

次に、観光管理センターの考え方について伺います。先ほど今年度中に方向性を定めていきたいとの答弁がありましたが、観光管理センターは建物自体の老朽化が進んでおり、築52年を経過しております。令和3年度に策定された仁木町公共施設個別施設計画におきましては、令和10年度に修繕が、さらに令和14年度には、隣接している冷蔵庫が撤去される計画になっています。今後の方向性として修繕していくのか。また新設を視野に入れていくのか、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）観光管理センターにつきましては、先ほど来からお話ししているとおり、かなり老朽化していること、その他観光管理センター自体の駐車場が狭いというふうなことを考えますと、修繕していくという方向は考えづらいかなというふうなところを今のところ考えております。

先ほど町長の答弁でも申し上げておりますが、現状ではですね、観光協会がそこに入っており、観光情報自体の発信は必要というふうに私どもも考えておりますので、おそらく新設を視野に入れて今年度中に検討していくのかなというふうなところで考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）今、観光管理センターの新設を視野に入りたいとの答弁でした。今後、3年間、令和11年度供用開始に向けて、農村公園フルーツパークにきの再構築事業が始まりますが、指定管理者の選考や仁木町観光協会の事務所、観光管理センターの管理運営などを考えると機能をフルーツパークに集約することが考えられないのか、その辺、町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）観光協会等をフルーツパークに集約できないのかというご質問でありましたけれども、今回この本事業は、本町の観光振興を牽引する重要なプロジェクトでありまして、運営体制は施設のポテンシャルを最大限に発揮できる形を取りたいというふうに考えております。フルーツパークにはですね、再構築後のコンセプトをですね、具現化させるために特化した経営ノウハウがやはり必要だというふうに思っておりまして、一方で観光協会等はですね、町全体の広域的な情報発信や地域密着型の受入体制という役割を担っております。このことから機能を一元化するのではなく、それぞれの特性を活かした運営体制を構築し、互いに補完・連携することで仁木町全体の観光力を高めていく考えでございます。そして現在観光管理センターはですね、観光協会によってこれまでも維持・指定管理していただきましたけれども、施設を管理することだけが観光協会の役割ではないということはお互いの認識でありまして、一般社団法人となってからはですね、会員も増加し、事業者目線のみならず、観光客の視点でですね、観光振興の取組を推進していただいているところでございます。この姿勢はですね、どこに拠点を置こうが変わるものではなく、むしろ場所に固執するものでもなく、能動的に動く組織になることで、本町の観光的な魅力が広がっていくものというふうに私自身は考えております。実際について先日、観光協会の昨年度の事業が評価され、北海道観光機構の優秀賞を受賞したというふうに伺っております。このように以前よりもですね、観光協会は観光振興を積極的に進めており、今後の活躍を期待するところでございまして、今後の戦略や又は方向性について、観光協会とこれまで以上に協議を重ねていろいろ講じてまいりたい、その

ように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）今、町長の答弁を伺う中では、集約するという考えではなく、観光センターと仁木町観光協会事務所の新設の方向と捉えてよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）そこにこだわる必要性はないというふうに私は思っているんですけども、観光協会がどこで力を発揮できるかという場所があればですね、その場所にするべきであると思いますし、現にかつて観光協会がフルーツパークにきを管理していただいていた頃、やはりあの施設、観光拠点をですね、魅力を盛り上げるべく、いろいろ施策を講じる必要性がある中、やはり施設を管理することに時間を追われて、なかなか本来の施設の魅力を発揮できなかったという経緯もございます。ですからそういったことを踏まえてですね、やはり観光協会は本来あるべき姿は観光振興を推進していくこと、仁木町の魅力を発信することであるというふうに思いますので、それはどこの場所であってもできることだと思いますので、それが今後フルーツパークにきであるのか、また新しい場所になるのか、そういったことも含めてですね、今後、観光協会といろいろ協議してまいりたいと、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）町長、いろんな形の中で新設等も視野に入れながら、他のところがあればという説明でしたが、これは早めな形で回答ができてくれれば良いのかもしれませんが、この令和10年度には修繕という形も挙げられておりますけれども、これは今修繕をしないで検討していくという形になるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ご承知のとおり、今そういう形で施設の在り方を検討している段階で、大規模な修繕が必要なときに大規模な予算をかけて直す必要があるのかどうかということも検討しなければなりません。緊急的な処置であるならば、町としても緊急に措置するような予算組みをしますけれども、将来今後、この施設をどうするのかと考えたときに、大規模な修繕が必要なときに、そこに安易に予算組みをして、また違う施設になるということは、やはりそこは考えにくいので、きちんと先のビジョンを持ってですね、取組を進めて、今あの施設で活動していただいているうちはですね、必要なところは措置をしていきたい。大きな修繕に関しては、早急に今後の在り方を講じていく中で検討してまいりたいと、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）町長、なかなか検討という形の中で考えていきたいということですので、ぜひとも今観光管理センターの横にあるCasual Inn Nikiこれも含めた中、また隣接されている広場、これもまた何か今後の課題の中で検討していただければという考えがあるんですけども、その辺を含めた形で構想していただければという感じがしています。もし回答いただければ。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員仰るとおりですね、隣接しているCasual Inn Nikiも含めて、隣の町有地もですね、今後いろんな部分で可能性があるというふうに思いますので、観光協会としての拠点という部分をですね、あそこも一つの選択肢として今後考えていく必要性はあると思いますので、その辺のことも含

めて総体的に今後の観光協会の居場所というか拠点というのをですね、みんなで講じてまいりたいというところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）続いて、『国民健康保険税について』、『景観条例について』以上2件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）国民健康保険税について、質問したいと思います。

2026年4月から国民健康保険税が見直され、子育て世帯の保険料が大幅に引き上げられました。これは、2024年に当時の岸田内閣が「異次元の少子化対策」を主張した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の成立によるものであり、この法律は、非正規労働者の賃金、労働条件の改善に対する視点が極めて弱いこと、社会保険の理念に反し、社会保険料に上乗せしているという2つの点で大きな問題があります。

この「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴い、国民健康保険税も見直されることになりました。子ども・子育て施策の給付は増えますが、一方で子ども・子育て支援金は、子育て中の方、独身の方、高齢者の方を含む全ての世代が拠出する制度となっていることから負担が増えることになり、国民全体の社会保障は良くなりません。独身の方は恩恵を受けることができない独身税だと批判は根強いものがあります。

また、今回の北海道全体で国民健康保険税の税率統一についてはわかりますが、それこそ子育て世帯の負担が増えるのは納得がいきません。子ども・子育て支援金分において、18歳未満のこどもは均等割が0円と示されていることから、医療分・後期高齢者支援金分、介護給付金分の3区分についても、18歳未満の子どもは均等割を全額軽減すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、国民健康保険税について、の質問にお答えいたします。

「18歳未満のこどもは均等割を全額軽減すべきと考えますが、町長の見解を伺います」について申し上げます。ご質問にありました3区分のうち「介護給付金分」につきましては、制度上、40歳から64歳までの方を対象としているため、18歳未満のお子様には賦課されない仕組みとなっております。その上で、残る「医療分」や「後期高齢者支援金分」の均等割の軽減につきましては、国民健康保険は全国一律の医療保険制度であり、その負担の軽減や仕組みの在り方も、全国一律の制度として実施すべき課題であると考えております。本町におきましては、これまでも国の制度改正に合わせて未就学児の5割軽減を確実に実施し、負担軽減に努めてまいりましたが、現時点で町独自による18歳未満の均等割の全額軽減を行うことは考えておりません。

5月29日に公表された「2025年の国勢調査の人口速報値」を見ましても、我が国の総人口の減少数は約309万人（2.5%）と過去最大を記録し、北海道におきましても70年ぶりに500万人を割り込むなど、人口減少と少子高齢化の進展が顕著となっており、このことから全世代・全経済主体で子育て世帯を支える社会全体の考え方を基盤とする「子ども・子育て支援金」を活用し、児童手当の拡充をはじめ、子ども・子育て支援を充実させることは極めて重要なものと考えております。このことから、必要に応じ均等割問題の根本的な解決を含め、子ども・子育て支援の拡充に向け、北海道や後志総合開発期成会を通じ、国に対し提案や要望を行ってまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）私は今まで仁木町は子育て支援に積極的にがんばってきたと思っています。子ども医療費も所得制限なしでいち早く取り組んでできました。国や北海道が後追いでやってきたことです。子ども均等割を軽減してほしいと、何年も前から言ってきましたが、国民健康保険は全国一律の医療保険制度であり、その負担の軽減や仕組みの在り方を全国一律の制度として実施すべき課題だからできないと言うけれども、今まで資産割をなくしたり、国保税の税率を下げたりしたことはできて、子どもの均等割はできない理由は何なのでしょう、ペナルティでもあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料として世帯の人数に応じた応分の保険税のご負担をいただく必要があることから、特定の年齢層すべてを一律に恒久的な免除対象とすることは、全国一律の医療保険制度としての公平性や財政の安定的な運営という観点から、国による支援制度として導入いただきたいと要望しているところでございます。また未就学児の均等割保険料の軽減措置に係る考え方としましては、厚生労働省より、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは明確に法令違反とは言えないものの適切ではないと考えているとの通知もございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）子どもの均等割を軽減したりゼロにしたりしている市町村が増えています。ニセコ町も令和7年から18歳未満をゼロ円にしました。町の人からの意見もあったようですが、町の予算に入っていたようです。仁木町ではゼロ円にした場合いくらになるのか、試算があれば教えてください。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）ただいまの質問でございますが、対象者となる18歳未満のお子さんにつきましては、全部で105名いらっしゃいまして、現時点で町で試算している額としましては約260万円でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）やろうとすればできる金額であるとは思いますが、やはり国の制度に則って忠実に守っていこうとしているのかわかりませんが、私はやはり単に子育て支援になるからやってほしいと思っているのではなくて、医療費は無料なのに国民健康保険に加入している子どもにだけ保険税を取るというのはいかがなものかと、矛盾を感じているんです。この点に関してどう思いますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）この質問も、これまでも何度も上村議員からいろいろお寄せいただいておりますけれども、毎回答えは同じでありましてですね、やはりあくまでもこれは制度の話でありまして、町でどう判断するような問題ではないというふうに私は捉えています。ですから他の自治体がやっているからというような問題ではなくてですね、それに代わってうちはいろんな部分で支援をしてきた経緯もございます。ですからこれは国の問題であるということですね、各町村首長が期成会でいろいろな要望を国に対して訴えてきた経緯もございますので、それも継続していきますので、そういった部分でですね、町としては全般的に考えて受け止めている次第でございます。

そして本町における限られた財源につきましてはですね、特定の保険税の減免だけではなくて、先ほど申し上げました、町独自で実施しております子ども医療費の無償化、各種子育て支援手当など、国保加入

者以外も含めた全ての町内の子育て世代に公平に行き届く総合的な施策を優先的に導入しているところでありまして、うちの町は決してそういう部分を本気で考えていないとかそういうことはなくですね、そういった部分でもきちんと考えているという部分でですね、受け止めていただければというふうに思う次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）変わることはないということで、国の制度を何とか動かしてもらいたいと思いますけれども、やはり期成会や町村会として、国に対して提案・要望活動というのは、これからも続くと思いますし、国もだいたいその点については緩和していくというか、今までは未就学だったものを少しずつでも上げていくと思いますのでね、皆さんの声というか、国民の声をやはり町長もうちの町として、要望活動をぜひ行ってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、景観条例について、質問いたします。

令和4年第1回定例会の一般質問において、景観条例の策定についての質問に対し、「次年度において、他市町村の優良事例について研究を行うほか、北海道との連携や支援を受け、本町に適した景観条例のあり方について検討してまいりたい。」と答弁されていましたが、その後どうなったのでしょうか。

現在、余市町では、風力発電の送電線が景観を損ねるということで、ワイナリー関係者が反対運動を起こしていましたが、仁木町でもワイナリーが増えておりますし、たくさんのくだもの木が観光客の目を楽しませてくれています。また、景観がすばらしいということで、フルーツパークにJALのオーベルジュを誘致できたと思いますし、景観条例は大切であると考えます。第6期仁木町総合計画に搭載されている、景観の整備に関する主な施策「景観条例の制定及び景観計画の策定に向けた検討」、「景観行政団体への移行検討」、「景観に関する町民意識の醸成」、「景観の維持保全活動を目的としたまちづくり活動への支援」、これらの4項目の進捗状況についてお伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ただいまの、景観条例について、の質問にお答えいたします。

四季折々に美しい色彩を見せる果樹園や田園、ワイナリーを始めとする特色ある美しい農村風景、余市川の清流と山々が織りなす豊かな自然環境、さらには整然と形成された市街地と、本町の景観は、町民の皆さまの丁寧な暮らしと地域コミュニティ活動を通じた住民参画により、良好に維持・保全されてまいりました。

本町の景観行政につきましては、現在、景観行政団体である北海道の景観計画の下に建築物や工作物などを対象とする届出行為及び景観形成の基準が設定されております。第6期仁木町総合計画に搭載している、景観の整備に関する主な施策の取組状況につきましては、他自治体景観計画策定委員会の傍聴や、国及び北海道による景観行政セミナーへの参加など、景観条例や景観計画、景観行政団体に関し事例研究を行ってきたところであります。町民の皆さまが長きにわたり育んできた仁木町の景観と環境に対する誇りと、根底にある考え方を継承し、未来に向け、美しく魅力ある景観や町並みを創り上げることを目的に、総合計画期間中の景観条例制定を目指し、引き続き取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）はじめに景観条例の制定及び計画の策定に向けた検討ですが、総合計画も中盤に入り、ある程度骨子はできているのでしょうか。

○議長（横関一雄）庄司住民環境課長。

○住民環境課長（庄司良佑）条例、また景観計画の関係のスケジュールについてでございますけれども、条例制定に当たりましては、町民の皆さん、また関係事業者のご理解・ご協力が不可欠であるというふうに考えてございまして、取組を進めていく上で丁寧な合意形成を図る必要があると考えているところでございます。

今後につきましてはですね、これまで進めてまいりました事例研究等を踏まえまして、まずはですね、本町に適した条例の骨子、主要な部分の検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）その中で、景観行政団体への移行検討というふうになっていきますけれども、これは行政団体とはどこを指しますか。

○議長（横関一雄）庄司住民環境課長。

○住民環境課長（庄司良佑）景観行政団体についてなんですけれども、北海道の方から権限移譲を受けまして、町独自の景観計画を策定し、景観の保全形成を主体的に運用する体制に切り替えていくということが、景観行政団体への移行ということございまして、町として独立した景観行政を行うことを意味しますので、町独自のまちづくりを地域の実情に合わせてコントロールできるようになっていくということがメリットということでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）北海道から仁木町独自の景観条例を作るというところの移行ということなんですね。他の自治体景観計画策定委員会の傍聴や景観行政セミナーへの参加をしてみて、どうでしたか。都市や農村・漁村など特徴ある条例や難しかった課題など多々あると思いますけれども感想をお聞かせください。

○議長（横関一雄）庄司住民環境課長。

○住民環境課長（庄司良佑）答弁の中にありました、まず他自治体の景観計画策定委員会の傍聴、こちらについてはですね、令和6年度に赤井川村の方で開催された委員会を傍聴したものであるということでございまして、内容としてはですね、景観の基本方針ですとか将来像、あと景観計画の構成案について協議されたものでございました。また、昨年度ですね、小樽市の方で開催されたんですけれども、景観行政セミナー、こちらの主な内容としましては、最近の景観をめぐる状況の説明、それから景観に関する制度・新メニューの紹介、自治体からの取組事例の紹介という内容でございました。特にですね、事例紹介をされた自治体の担当者からですね、地域住民や事業者、町職員の意識醸成が大事ですとか、観光など地域振興との連携が必要であるですとか、町外から来られた方の目線を取り入れた検討も大切であるといったことについてのお話がありまして、参考になったと考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）地域住民の参加もすごく大事だと思っているんですけれども、そういうような町民の意識というか、そういう講演会とか話し合う場とか、そういうものは計画しておりますか。

○議長（横関一雄）庄司住民環境課長。

○住民環境課長（庄司良佑）今後のですね、町民の皆さまの意識醸成を図るための、例えば意見交換会、なり学習会ですとか、あと例えばパブリックコメント、そういったものを経てですね、総合計画期間中の条

例作成を目指して取り組んでいくということで考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）私は北海道の計画の下に、建築物や工作物などを対象とする届出行為及び景観形成の基準を地元でも把握して環境を守っていきたいと考えています。余市川も、この間まで護岸工事をしまして、周りの木が全部なくなったわけですが、そういう人の命を優先させるような工事というのはもう絶対的に必要なんですけれども、山の木が突然伐採されていたり、そういうのもこれからどうしていくのかということも、町でやはり把握していかなければならないと思いますしね、私が仁木町に来た当初は余市川には、カワセミとかヤマセミとか、本当にきれいな鳥がいっぱいたんですよ。それで最近は見に行っていないんですけれども、聞いたところでは、まだカワセミもヤマセミもここに生存していて、ヤマセミなんかは本当に巣づくりをしているということでね、安心したんですけれども、最近は温暖化が進んだのか、オシドリなんかも余市川の水辺に来ているそうです。いつまでも良い環境を残していけるように、この景観条例策定に向けて研究・取組をお願いしたいと思いますけれども、町長の意見をよろしくお願い致します。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、上村議員が仰ったとおりですね、やはり昔はこういったカワセミがいたとか、もっとこういう自然を残していくべきだとか、景観を保全していくべきだとか、そういう議論がやはりまず先に皆さんの思いを聞く、どんなまちにしたいのかとそういうことがまず先に、景観条例を作る前にするべきではないかなというふうに、私自身は思います。今の景観条例を作る情勢を見ていると、やはり再生可能エネルギーでこういうものができるから、まずはそれを規制しなければならないとか、家の近くに太陽光パネルができたから困るからそれを規制しなければいけないとか、どうしてもそれを目的に規制をしなければならない景観条例になりつつあると。やはり本来あるべき自分自身の町はこういう町にしたいと。そのためにこういう規制が必要だというようなビジョンをまずもって作るのが本来あるべき景観条例の姿だというふうに思いますので、私自身は上村議員仰ったように、そういった形で進めるべきだというふうに思います。

あと付け加えて、この景観条例は簡単に制度化ができるように思えるかもしれませんが、これ非常に時間がかかってですね、またこの条例ができたとしても、毎回これ職員が審査したりするのに、ものすごい時間がかかるわけですね。例えば将来自分の家を建てたいと、それが果たして景観条例に見合うのかどうかというのが、ものすごい時間がかかると、これは果たして住民にとってメリットがあるのか、デメリットがあるのか、そういったことも総体的に考えてですね、やはり住む人たちが皆この景観条例によって、あまり支障をきたさない、なおかつ町としてすばらしい魅力ある町並み形成ができる、そういった条例を目指して私自身は作っていききたいと、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）よろしくお願いいたします。

それでは、以上で質問を終わります。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの出席議員は9名です。

日程第7・一般質問を続けます。一般質問、『子どもたちの交流機会の拡充について』以上1件について、前田議員の発言を許します。1番・前田議員。

○1番（前田春奈）私からの一般質問をさせていただきます。

子どもたちの交流機会の拡充について、お伺いいたします。

近年、社会の変化がますます速くなる中、子どもたちが多様な価値観や文化に触れ、人との交流を通じて学ぶ機会は非常に重要になっています。特に地方で暮らす子どもたちにとって、町外や道外、さらには海外の人々との交流は視野を広げ、将来の可能性を考える貴重な経験になるものと考えます。仁木町の未来を担う子どもたちが、様々な経験を通じて成長できる環境づくりが必要であるとの考えから、子どもたちの交流機会の充実について、お伺いします。(1) 現在、児童・生徒を対象とした交流事業や体験学習はどのようなものがあるのか。また、これらの事業について、成果と課題は。(2) 町外や道外の学校・自治体との交流機会を拡充する考えは。以上のご答弁をお願いします。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）子どもたちの交流機会の拡充について、の質問にお答えいたします。

「現在、児童・生徒を対象にした交流事業や体験学習はどのようなものがあるのか。また、これらの事業について、成果と課題は」についてであります。体験学習では、小学生を対象とした子ども体験塾を平成25年度から実施しており、運動会開催前の走り方教室や体力測定会などのスポーツ体験、親子料理教室やワイン醸造体験などの職業体験、陶芸作品を製作するどろんこ教室や生け花教室などの文化芸術体験など、講師を招き専門的な技術指導を受け実施しております。交流事業では、学校教育の一貫として、小学3年生・4年生の社会科見学や小学4年生を対象としたワイン醸造体験を仁木小学校と銀山小学校が合同で実施し、町内の学校間での交流を深めております。また、一昨年から小学生によるeスポーツ大会を小樽市を含む北後志6市町村で開催し、仁木町で予選会、小樽市で決勝大会を実施し、ゲームを通じて町内外の子どもたちが交流を深め、新たな友だち作りを行っている様子が見受けられました。

2点目の「町外や道外の学校・自治体との交流機会を拡充する考えは」につきましては、一昨年に町制施行60周年を記念し、仁木小学校6年生、銀山小学校5・6年生を対象に四国の吉野川市に派遣しております。実施後のアンケートでは、「新しい友達ができた」「藍染め体験など体験学習が楽しかった」といった声が寄せられ、大きな成果があったものと考えております。しかし対面での交流事業につきましては、双方のスケジュール調整や安全配慮などの事前準備、引率体制の構築、多額の費用を要するなど多くの課題もあることから、当面は現在実施している事業の充実を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）それでは、再質問をさせていただきます。

現在のご答弁で、今は様々な事業を実施していただいている、今実施している事業を充実させていただくという考えについては理解いたしました。その一方で、子どもたちが町外の同世代や異なる環境で生活する人たちと交流することには、現在の事業とはまた違った学びがあると考えています。外から仁木町を見ることで普段当たり前だと思っている地域の魅力に気づいたり、逆に町の課題を客観的に考えるきっかけ

けになるものではないでしょうか。子どもたちが将来仁木町を担う人材として成長していくためにも、町外との交流を通じて広い視野を育む機会は重要だと考えますが、町としてそのような交流の必要性についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）今の質問にあったとおり、交流事業につきましてはですね、非常に重要な子どもたちの成長に直結する事業だと考えてございます。その中で学校教育の中ではですね、修学旅行があって、宿泊研修があってということで、各学校で様々な場所に行きながら、研修を積んでいるということもございます。また町独自でやった場合というのはですね、交流の仕方というのは様々あると思いますが、直接対面での交流というのが1番効果があると思っていますし、いろんなところに出かけることによって、仁木町にはない景色だったり文化だったりとかに触れる機会になってくるのかなと思いますが、交流事業は非常に金額、お金がかかる事業ということで、1回行ってもやはり1人数万円とかというお金がかかってきますし、また引率体制につきましてもですね、学校の先生が直接行ってくればいいんですけども、なかなか今、働き方改革の観点から行けば学校の先生が引率するというのはなかなか難しい時代になってきております。そうなったときに普段あまり子どもたちに関わっていない大人が、果たしてきちんとした引率ができるのかということもちょっと不安な部分もございますので、それらも含めながらどういう交流ができるのか、またオンラインでの交流というのもですね、なんと言いますか、直接そちらの場所には行かないにしても、子ども同士の交流という部分ではですね、非常に効果があるのかなということも考えておりますので、その辺も含めて今後検討課題としていきたいなと思っております。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）修学旅行だったりとか、宿泊研修だったりとかという、今も既に対面でのそういう町外に行く交流をさせていただいているということだったんですけども、たしかに仁木町はそれだけではなく、農業だったり、ワイン・観光など海外にも発信できる地域資源を持っているのではないかなと思っております。なので国内だけではなく、子どもたちが海外の人との交流を経験することで、単に外国語を学ぶことだけではなく、自分たちの町にはどんな価値があるのかを改めて考えるきっかけになると思うんですけども、そこでですね、過去に海外の人との交流事業というのを取り組んでいたことはあるのでしょうか。もしあるのでありましたら、どういうことをしたのかというのをちょっと教えていただきたいのと、したことがなければ、それまでしなかった経緯だったり、理由だったりというのをぜひ教えてください。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）国際交流の関係でございますが、今まで教育委員会として取り組んだことというのはございません。ただですね、学校の中で、去年もあったんですけども、学校に地域の方が外国人を連れてきて、例えば書道教室を開きますとか、質疑応答をしますとかというのはですね、地域によって、また学校運営協議会という組織がございまして、その中でやっているというケースはですね、見受けられますので、そういうところはですね、うちの方としてもその地域の方と協力し合いながら、学校にも協力を得ながらですね、進めていければいいのかなというふうに考えてございます。

今までやってこなかったというところのですね、理由というのは特に大きくございません。今、国際交流の必要性というのはですね、自分も最近やはり必要なのかなというふうに感じてございますが、おそらくまずその前に、今までの場合は、国内での交流というのをですね、重点的にやってきたのかなと。一昨

年行った吉野川市との交流も、過去には何年も続けてやっていたので、それらも含めてですね、まず国内の交流を深めて、仁木町の子どもたちに国内の風景だったり、生活や文化それらをですね、見ていただくというのをですね、重点的にやってきたのかなと考えてございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）特に教育委員会として取り組んできたことは、特になかったが、その学校主催といいますか、学校の授業の一貫で地域の方が現地の実習生ですかね、なんかを連れてきて、何かいろいろ交流したりしたことはあるということで、多分それもおそらく継続的に続けていただけるようなことだとは思いますが、確かに国際交流でしたりとか、国内での交流をまずメインにというのはもちろん重要だったと思いますし、わかるんですけども、近年の情勢だったりとか社会性が身につく上で国際的な感覚というのは必ず身につけていかなければいけないというのは、もちろん重々承知だと思うんですけども、ちょっとお伺いしたいんですけども、仁木の近隣の町だったりというのは、国際交流の場はどのようなことを取り組んでいるとかということは、何か把握されていますでしょうか。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）近隣の自治体でやっているところはあるんですけども、そこではですね、オーストラリアの中学校と、その自治体の中学校で交流をしているということで情報はつかんでおります。そのときにはですね、行った先ではすべてホームステイで実施して、相手のご家族さんといろいろ交流しながら子どもたちが国際的な知見を持って帰ってきているというような情報は入っております。以上です。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）ありがとうございます。

おそらく赤井川村かなというふうに思っているんですけども、確かに赤井川村では、今のオーストラリアに中学生を派遣するという事業だったり、教育大学に留学している方々と交流を図る夏季国際交流事業だったりとかっていうのをやっているというふうには確認できています。

また余市町でも昨年ワイン産業を軸に協定を結んだフランスのジュヴレ・シャンベルタン村というところと自然都市協定を結んで、今後国際交流にも大きな期待を寄せているということを聞いています。仁木町もですね、町長もベトナムへの訪問が度々あるかと存じますが、今後、産業・農業を通しての国際交流の機会も考えることが可能になるのではないかと思いますんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後、農業における国際交流と言いますか、そういう他の国との関わり合いを持つことが可能であるというようなご質問であったというふうに思いますけれども、正直なところ、本町は他の自治体と比較しても、国内も海外も姉妹都市のない稀な地域であります。かつてはあったんですけども、今、現段階では交流を持っている自治体がない状況であります。先ほど来ています吉野川市と、今後またかつての旧川島町との兼ね合いから交流事業、姉妹都市のような関係性を育むことができるのではないかと考えています。今動き出しているような状況にあります。先ほど答弁でも教育長の方からお話がありましており、2年前は交流事業の一環として子どもたちを送り出したという経緯もありますけれども、余市町やまた小樽市もそうですけれども、海外との交流というのも可能性としてはですね、先般、新聞にも掲載されておりましたけれども、サッカーの全日本のトルシエ元監督が本町にお越しになりまして、ワインの関係でお越しいただいたんですけども、ワインに限らずですね、今後、本町とそう

いった農業と言いますか、ワインをきっかけにそういった国際交流ということができないものかということをお話しさせていただいた経緯もございます。それはそれで進めることとして重要なことかもしれないのですが、本町はですね、これだけ300人近い外国人の方がいろんな国から来ていただいております。例を出すと大江地区のお祭りとかですね、非常に住民の皆さんがですね、外国人の方々と音楽を一緒にやったりとか、一緒に飲んだりとか、一緒に踊ったりとか、そういった交流もあるんですね。あれを見ていて、非常にあれが素晴らしいなと思ってですね、これだけ外国人の方々が本町にいるのにどうしてそういう交流事業をですね、交流の場をですね、全体的に持つことができないのかなと今まで思ったことがございまして、ああいうような形をですね、例えばこれだけインドネシアやベトナムやフィリピンや中国だとかたくさんいろんな国から来ていただいておりますので、例えばうちの町でインターナショナルデーとか、そういう新しいイベントを設けて、まずは小規模からでも良いですから、そういった国際交流を交わしながらですね、子どもたちやあとは来ている外国人の方たちが交流できるような場を作ってあげたりとか、これって仁木町ならではのと思うんですよ。そういった仁木町ならではの国際交流とか、他の国内交流をですね、これから作っていく必要性はあるものというふうに私自身認識しておりますので、今後はそういった形で働きかけをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）今現状、姉妹都市がないというところで、今動いていただいているということで、今町長からのご答弁もあったとおり、私も先日、娘の保育園で大江の運動会に参加してきて、そこでたくさんの研修生が一緒になって運動会を一緒にやってくれているというのがすごい感銘を受けまして、何かこう参加して下さっているだけで交流ができていいるという感じもしましたし、それを町民の方が見て、こんなふうに関わることができるんだって、それを何かこう小さい頃からそういう交流を持てる場というのがすごく大切だなというのはすごく感じております。きっかけというのは、多分もう既にできている。先ほどのワインの、元監督の話もそうですし、ベトナムもそうですし、こうやって研修生の方がたくさんいるという、こういうきっかけがもう既に目の前にある状況なので、ぜひ先ほど教育長も仰っていましたが、オンライン交流などでも本当にいいので、小さな一歩からぜひ何か先ほどのインターナショナルデーでしたっけ、だったりとかも、ぜひ今後進めていただきたいなというふうに思っております。先ほど教育長の言ったとおり、費用感だったりとか、やっぱりどうしても現地に行く、対面交流をするとなると、渡航費の問題だったりとか、それこそ引率の先生の問題だったりとかが確かにあると思いますので、何かこうひとつ小さなことから進めていっていただきたいなと思うことはあります。なので、ちょっとご答弁重複すると思いますが、そういう小さなところから始めていただきたいと思っているんですけれども、お考えを改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）まさにできるところから始める方がですね、可能性としては高まるものというふうに思います。どうしても行政的な発想でいくと、1人の子どものためだけではなく、全ての子どもを何とかそういった交流事業に関わらせるとなると、当然、費用や、また労力やそういったことを考えるとなかなかハードルが高くなってしまいう部分がありますので、例えばどこの地域かは忘れちゃったけれども、子どもたちの英語のスピーチ大会をやってですね、スピーチで優勝した子は、特別に海外に送り出すとか、その分の支援をしていくとか、そういうところもありますので、まずそういうできる限りの範囲内でやれる

ことをですね、探りながら、今後そういった施策を講じてまいりたいと、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）最後の質問とさせていただきます。

こちら、また改めて町長にお伺いしたいんですけれども、今学校施設だったりとか、公共施設など、子どもたちが安心して学ぶ環境を整備することはとても大切なことだと思っております。こちらもちろん必要な投資であると考えますが、一方でこれからの時代を担う子どもたちに必要なのは施設という環境だけではなく、そこでどのような経験をし、どのような人材へ成長していくかという視点も重要であると考えます。町外や海外との交流、異なる価値観に触れる経験は子どもたちの可能性を広げ、将来の仁木町を担う人材育成につながるものと考えております。限られた財源の中で施設整備だけではなく、人材育成への投資という考え方も重要だと思いますが、町として今後教育投資をどのように進めていく考えなのかお伺いさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）前田議員のお考えに、私も同調するものがありまして、ソフトとハードの部分で言いますと、ハードの部分はこれまで公共施設の老朽化に伴い、いろいろ議論を重ねていろいろ方向性を見い出してきたところでございますけれども、このソフトの部分で、子どもたちのそういった育成の部分で果たして今後どれだけ町が投資できるのかという部分はこれから求められるというふうに思います。かつて、他の議員からも英語教育の重要性という部分で一般質問を受けた経緯もございますけれども、そういった部分も含めてですね、仁木町ならではの特色のある教育環境づくりというのはですね、これから町として必要だと思いますし、子どもたちにとってもですね、充実したそのソフト事業のですね、機会を与えていくことが子どもの健全育成につながるものというふうに思いますので、それが海外の交流なのか、国内の交流なのかは別として、様々な普段経験することがない、できないようなことも経験させてあげられるような、そんな教育行政の政策をですね、これから皆さんと一緒に考えていくことが必要だと思いますので、前田議員の仰るとおり、そういったことも努めながら、これから教育委員会とともに進めてまいりたいと思っております。

○議長（横関一雄）前田議員。

○1番（前田春奈）ありがとうございます。

答弁書の方にも記載がございましたが、一昨年に行われた吉野川市との交流後のアンケートでは、新しい友達ができ、藍染め体験など体験学習が楽しかったという声があったということだったので、同世代の異なる人と交流したり、新しい体験・発見をしたりする子どもたちが多かったのかなと思います。先ほど町長からも交流都市がないということで、今動いてくださっているというご答弁もございましたので、ぜひこのような事業が一時的な事業ではなく、将来の仁木町を担う人材を育てるための教育投資として継続して行ってもらえるようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第1号『令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）。令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2432万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5015万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年6月25日提出、仁木町長佐藤聖一郎。

詳細につきましては新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第1号、令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金から21款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額2432万2000円を追加し、補正後の合計を59億5015万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から9款、消防費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額2432万2000円を追加し、補正後の合計を59億5015万4000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金は99万5000円の増、その他は112万3000円の増、一般財源は2220万4000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、養育医療費の増加見込みに伴う負担金12万2000円の追加。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、戸籍氏名のふりがな対応に係るシステム整備補助金13万5000円の追加、2目、民生費国庫補助金は、医療費助成などにおけるオンラインでの資格確認システム導入に係る改修補助金67万7000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。16款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費道負担金につきましては、養育医療費の増加見込みに伴う道負担金6万1000円の追加でございます。

7ページ、18款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、寄附受納により2万円の追加、2目、総務費寄附金は目を新設して、企業版ふるさと納税寄附90万円の追加でございます。

8ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、繰越金額の確定などにより1404万9000円の減額。

9ページ、20款、1項、1目、繰越金は前年度繰越額の確定により3623万3000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。21款、諸収入、5項、4目、雑入につきましては、人員不足へ対応するための新規の会計年度任用職員の社会保険料及び養育医療費の増加見込みに伴う個人負担金22万3000円の追加でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、新規の会計年度任用職員の報酬手当等343万2000円の追加。12ページをお開き願います。3目、文書広報費も、新規の会計年度任用職員の報酬手当等200万6000円の追加でございます。13ページ、5目、企画費は、企業版ふるさと納税の仲介手数料19万8000円の追加、8目、ふるさとづくり事業費は、寄附金のふるさと振興基金への積立て3万円の追加。2項、徴税費、1目、税務総務費は、新規の会計年度任用職員の報酬手当等200万6000円の追加、14ページをお開き願います。2目、賦課徴収費は、地方税ポータルシステムeLTAX更新に伴う改修費の確定により55万円の減額。3項、1目、戸籍住民登録費は、戸籍氏名のふりがな対応に係るシステム改修費13万6000円の追加でございます。

15ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、心身障害者特別対策費につきましては、医療費助成などにおけるオンラインでの資格確認システム改修負担金の確定によりまして41万5000円の追加、6目、後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計の繰越金の確定により、繰出金28万7000円の減額でございます。2項、児童福祉費、2目、乳幼児等医療費は、オンラインでの資格確認システム改修負担金の確定により5万1000円の減額、3目、母子福祉費も、資格確認システム改修負担金の確定及び養育医療費の増加見込みにより33万5000円の追加でございます。

17ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費につきましては、新規の会計年度任用職員の報酬手当等200万6000円の追加、7目、農用地再編開発事業費は、フルーツパークにき再構築事業の基本設計・実施設計に係る支援サポート業務及び簡易宿泊施設の解体工事の発注に係る支援サポート業務に対する技術支援委託料867万9000円の追加。

18ページをお開き願います。2項、林業費、1目、林業総務費は、森林再生に取り組む活動組織への国の助成決定に伴う町負担金5000円の追加でございます。

19ページ、9款、1項、消防費、3目、災害対策費につきましては、役場庁舎放射線防護施設化実施設計に係る支援サポート業務に対する技術支援委託料596万2000円の追加でございます。21ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、予算書の17ページの農村公園フルーツパークにき再構築事業に係る発注・設計支援業務等委託料として867万9000円計上されておりますけれども、この委託内容について説明願います。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）説明させていただきます。

本委託料につきましては、これまで建設工事の設計、計算、監督業務については建設課の技術職員がですね、中心となりまして直営体制で実施してきたところですが、近年ですね、建設工事の増加に伴いまして、従来の業務体制では対応が困難な状況となってきております。このことからですね、これまでの業務体制を基本として、職員のマネジメント能力と外部支援機関の専門的なサポートを組み合わせ、今後業

務を遂行していきたいというふうに考えておまして、今回の予算計上につきましては、後者の外部支援機関の専門的サポートの部分を委託するとしたところでございます。

業務内容につきましては、設計内容の確認、それから各種比較検討の提案及び助言、設計概算金額の確認、業務計画の作成支援、工事発注資料の作成業務支援、その他打合せの参加となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ではこれは簡単に言うと、技術的マンパワーが不足しているという、その状況を鑑みて、こういう業務でその部分を補っていくんだというような業務かと思いますけれども、一方でこの業務の主体となる基本・実施設計、この委託業務の監督員というのは、専門的な知識も要求されると思いますけれども、監督員の担当セクションはどこの職員になるのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）今回、産業課で行う業務ということでちょっと限定させていただきたいんですけれども、今回につきましては工事監督員を2名配置する予定としております。事務的な部分については担当課である産業課、私どもの方で実施いたしまして、技術面におきましては建設課の方で担うということで、担当セクションというふうになりますと、二課で実施するということになると思います。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ということは、通常であれば、この実施設計等の業務については、一般的には1名監督員を業者の方に通知するんですけれども、それが2名になるということの理解でよろしいですか。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）そのような形でよろしいです。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もう少し具体的にお伺いしますけれども、これおそらく基本・実施設計の発注に当たっての仕様書なり、積み上げ、要するに予定価格を作りますよね、その業務だとか、あるいは発注が終わって受けた業者、基本・実施設計を受けた業者が、そのいろんな技術的な部分も含めて、要するに発注から完了まで全て網羅して、この支援業務が網羅されているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）今回ですね、業務的には2つ考えております。1つは、フルーツパークにきの再編に係る、これは設計の方の業者さんが決まりましたら、その設計業者さんと建設課長が技術面、事務的な部分は私ですけれども、技術面に関することで、建設課長がいろいろとやりとりしていただけるんですけれども、そのサポートを行うという業務が1つ、それともう1つがですね、今後これから実施するんですけれども、コテージの解体というのがございます。これはこれから設計をかけるんですけれども、その設計の積算に係る積算を今までは建設課長が担っていただいていたんですけれども、そのサポートをしていただくというような形になると思います。そういうふうなことでですね、外部からのサポートをいただくという形になります。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）事務的な部分というのは、どこまでの業務を言うのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）事務的な部分というのは、起工決定とかそういう部分は私どもで実施いたします。例えば業者さんに通知するだとか、設計業務についてはこれまでもそうなんですけれども、建設課の方で担っていただくと。設計書の方についてはですね、そういうことになると思います。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それで、先ほども言ったように技術的なマンパワーが不足しているから補うんだということで、では、建設課の業務監督員は、どのような業務を行うんでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）ただいまのご質問にお答えいたします。

建設課の業務としましては、今お話があったとおり、フルーツパークの基本設計・実施設計等の委託された業者と、まず建設課の方の技術の担当者の職員、事務の担当職員も交えて打合せ等はするんですが、技術課の担当職員の方がなかなかですね、設計コンサルさんからいろいろと検討事項とか打合せ等とかですね、その辺をいろいろと調べることがあったりとか、時間を費やす部分があるんですね。その部分を今回、支援業務、業者に委託をかけて、いろいろ知恵をいただきながら、今回業務に携わっていただくと、そういう部分でですね、建設課の技術者・担当者としては、支援を受けることによって、ちょっと少し時間が縮減されるとか、そういうことで考えているところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そもそも、この業務を発注するということは、建設課の業務があまりにも多くて、これだけに掛かっていられないんだと、簡単に言うと。他にも現場がありますからね、建設課の方では。ですからその部分、この請け負った業者の担当者をお願いして、それはいいんですけれども、では支援する業務を請け負った担当者は実施設計を行っている業者と直接打合せするということはあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）ただいまのご質問にお答えいたします。

本支援業務先の担当員は、あくまでもですね、発注者側、町の担当員を支援する、町の担当者を支援する立場でございますので、直接コンサルと打合せはすることはございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）何かわかったような、わからないような部分なんですけれども。

例えば、この支援業務委託先の担当員が、実際、その実施設計を請け負った業者の技術者といろんな打合せをしないと、これを発注した意味がないような気もするんですね。事務的な部分はいいいですよ、要するに起工して発注する、要するに入札案内をするだけですから。ただ技術的なことをサポートしてもらうとなると、建設課の例えば監督員は他の業務もあるので、そっちと打合せしたくてもできないんだと、時間的に余裕がなくて。そのためにこの支援業務を委託して、その担当者にその分を補ってもらおうと、そこで打合せしたものを、こうこう、こういうものを打合せしてこういう結果になりましたということを建設課の監督員にそれを報告して、それで内部で協議して、ではそれで行こうとか、そういうことであればわかるんですけれども。では、実際この支援業務を請け負った担当者は、直接は駄目ですよということは、建設課の監督員と一緒に実施設計をやっている業者と打合せをすることになると、何もこれ支援する業務を委託する必要がないのではないかと思うんですよね。

建設課の職員・監督員を補う、打合せするだけの時間がないから、この支援業務を発注するのであって、

それが直接やらないんだと、設計業者とは。それであれば、何も意味のないような気もするんですけども。たまたまですよ、産業課の職員が一般事務職の方が監督員をやるというのならわかるんです。それで技術的なこと、ノウハウがないですからね。ですからその代わりにこういうものを、委託をかけて支援してもらうんだと、そして技術的な部分を補ってもらおうというのならわかるんですよ。ところが、建設課の職員が監督員をやって、更に一緒に行動するのであれば何もこれ、言っている意味がわかりますか。何も発注する意味がないのかなと思うんですよ。その辺はどういうような業務体系になるんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今回の技術サポートについてはですね、いろんな経過があった中で、想定しているお願いする会社の方とは打合せをさせていただきまして、そのときは私も立ち会わせていただいています。それで、イメージとしてはですね、うちについては技術の職員がいます。ただ、いない役場もたくさんあってですね、そこについてはもう事務方の職員が監督員になって、全面的にこのサポートを受けて工事を発注しているイメージになっております。ですから、先ほど佐藤議員が仰っているとおりですね、ある程度主体的に工事をお願いする、サポートというか主体的にお願いをしているようなふうに進めることも可能だというふうに言われています。ただ、うちについてはですね、技術職員を配置しているので、必要最小限うちが主体でやりつつ、やっぱりいろいろ忙しい時期、調整が付かない時期とか細かなことについてはサポートを受けながら、円滑に進めるように、いわゆる負担軽減を図れるようにですね、やっていきたいということで、そういう意味合いでですね、先ほどお話をさせていただいているというふうに思っております。ですから、かなり軽減が図られるのは間違いないというふうに思っております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）どうもね、理解できないんですよ。

言い方は悪いですけどもね、全て丸投げして頼みますよというのならわかるんですよ。ところが、直接関わっちゃいけないというから、そこなんですよね。この支援業務先の担当員が、実施設計を請け負った業者の監督員と直接やりとりできるのならわかるんですよ。ところが、それは駄目ですよと、直接は関わらないんですよと、じゃあ何をサポートするのかちょっとその辺の意味がわからないんですよ。

だから先ほど言ったように、実施設計を担う監督員が一般事務職であれば技術的ノウハウがわからないということで、その部分をこういう業者にお任せして直接やりとりして、その設計業者の方と直接やりとりして、それでサポートしていくと、技術面を。それであれば私も理解できるんですよ。建設課の職員がやるのであれば、監督員をやるのであれば、何回も繰り返しになりますけれども、それにばかり関われないんだと、時間的に余裕がないということであれば、やっぱり直接、発注先の担当者が設計業務を担っている業者と直接やっぱりこう関わっていかないと、なかなかこの業務が生きてこないのではないかなと思うんですよ。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 1時49分

再 開 午後 2時05分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの出席議員は9名です。

休憩前の佐藤議員に対する質疑への答弁が残っております。答弁よろしく申し上げます。奈良産業課参

事。

○産業課参事（奈良充雄）お時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどですね、佐藤議員の前の質問の方で、担当セクションがどこになるのかというようなお話がございました。そこで私の方から、事務的な部分は産業課で技術的な部分は建設課で担うということで、工事監督員を2人でというふうな話、2人を配置しますというふうなお話をさせていただいたんですけども、これ私の方ですね、ちょっと認識が不足してまして、実際にはですね、工事監督員は産業課が行います。技術面については、今回委託する外部支援機関の専門的サポートを受けて、技術的な部分をサポートしていただくというふうなことで考えております。ただですね、その部分に対してわからないことがあれば建設課にサポートいただくというふうなことで、あくまでもその技術的な部分については、外部支援機関にお願いするというので、建設課の負担が軽減するというふうなことで考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そこで問題になるのが、この支援業務委託先の担当員の方が、主体となる基本・実施設計委託業務の業者側の監督員と直接やりとりできるという認識でよろしいですか。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）そのようにお願いしたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）よろしいですか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）私、別にこれは反対している話ではないので、町長、安心してください。

これは後から出てくる議案にも関連してくるので、こういう支援体制が取れるのであれば、ぜひこれは、何事もないようにするためには必要かと思っております。そこで町は今後も職員の、要するに内部体制ですね、それらもきちんとやはり調整していく必要があるのかなと思うんですね。ですから、結構いいお値段しますので、やはりその内部体制をある程度構築しながら、事業も建設課にあまりこう集中しないように、これから調整していく必要があると思うんですね。ですからその辺の部分については、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）この後の議案の中でも触れる部分があるんですけども、先の工事におきまして、いろんな部分で工事が年度内に遂行できなかったその背景として、そういった体制内の部分が、原因・要因になっている部分もありますので、そういった部分では今後、建設課に負担をかけない仕組みとして、こういった建設技術センター等の支援を借りながら事業を進めていくという必要性があるということで、今回こういった予算を上程させていただいた次第でございますので、その辺の部分をご理解していただきたいというふうに思う次第でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それで、この19ページにある災害対策経費の中でも同じような業務があるんですが、これもそうしたら同じ業務内容ということでよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下総務課参事。

○総務課参事（桂下友芳）佐藤議員の認識のとおり、同じような内容ということで、お間違いありません。

以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号

令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第2号『令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第2号、令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございします。5 款、繰入金を55万3000円の減額。6 款、繰越金を55万3000円追加し、補正前補正後の合計は同額の2億161万5000円でございます。

2 ページをお開き願います。歳出の補正はございません。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございします。1 款、国民健康保険税から7 款、諸収入まで全ての科目を載せたものでございします。

4 ページをお開き願います。1 款、総務費から6 款、予備費まで全ての科目を載せたものでございします。

5 ページをお開き願います。歳入でございします。5 款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金につきましては、前年度繰越金の確定により55万3000円の減額でございます。

6 ページをお開き願います。6 款、1 項、1 目、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により55万3000円の追加でございます。以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号

令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第3号『令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第3号、令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を28万7000円の減額。4款、繰越金を28万7000円追加し、補正前補正後の合計は同額の1億397万円でございます。

2ページをお開き願います。歳出の補正はございません。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで全ての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰

入金につきましては、前年度繰越金の確定により28万7000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により28万7000円の追加でございます。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第11、議案第4号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例を別紙のとおり制定する。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について、ご説明いたします。

令和7年度仁木町民スキー場圧雪車庫外壁等補修工事の経過につきましては、令和8年5月28日開会の第2回仁木町議会臨時会において行政報告で説明をさせていただきました。本件につきましては、令和7年9月の補正予算成立から令和8年3月の起工決定まで半年間にわたり事務が停滞し、年度末の発注となったことで、入札準備期間の確保や工期の設定に影響が生じたものであります。さらに施工時においても、部材調達に時間を要し、工期内に完成できない遅延が生じてしまいました。これらにつきましては、担当課職員、工事監督員、受注業者それぞれの立場における事務遅延、進捗管理の形骸化、リスク予測不足が重なって発生した事案であります。結果的に入札指名業者や議会、さらには町民の皆さまから不信感を招く結果となりましたことに対しまして、町長の責任及び副町長の管理監督責任として給与の減額を提案するものでございます。

それでは、制定条例について説明いたします。議案書の1ページをお開き願います。

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例、第1条は、町長及び副町長の給料の特例に関し、趣旨を規定しているものであります。第2条は、給料月額の特例についての定めであり、第1項は町長の給料月額からその月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものでありまして、第2項は副町長の給料月額からその月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とするものであります。附則につきましては第1項として、施行期日を定め、令和8年7月1日から施行するというものであります。第2項は、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例（令和3年仁木町条例第1号）を廃止する定めであります。これは令和3年に同様の特例が設けられた際の条例であります。これを廃止するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ただいま上程されました条例制定について、町長の方からご説明がありましたけれども、この本条例案の提出に至った経緯について、もう少し具体的に事の顛末を説明していただけないでしょうか。できれば時系列でお願いします。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）私の方から工事概要について、説明させていただきます。

本工事は、仁木町大江1丁目の仁木町民スキー場内にあります圧雪車庫の外壁を補修する工事として、本年3月に工事を発注しており、工期は令和8年3月11日から31日まで、受注者は余市町の赤石建設株式会社でありました。工事は外壁パネルの交換が主な内容となっております。工事に係る経過について、ご説明いたします。令和7年2月25日に屋根からの落雪により外壁が破損しました。これを受け、雪解け後に町内業者に参考見積を依頼し、6月に見積書を受領しております。その見積書をもとに9月に補修工事に係る予算を補正して発注準備に入りましたが、発注準備の段階で参考見積を受領した業者から見積書の提出時期から予算の補正までの時間を要したことで、工期が降雪時期と重なるなどの理由により年度内の完工が難しいというお話があったこと、また発注事務を行っていた担当職員が他の業務に忙殺されたこともあり、発注事務が11月まで遅延してしまいました。12月に入りまして、年度内に工事が完了できるかどうかの可能性も含めて、別な業者に見積りを依頼したところ、年度内の施工が可能というふうな回答を得たことから、本年1月30日に指名選考委員会を開催し、3月4日に工事の起工決定、3月10日に入札を行い、赤石建設株式会社が落札し、3月11日の契約締結及び着工に至ったところです。3月12日に外壁パネルの色などの打合せを行い、その後工事が進んでいるというふうに考えておりましたが、3月30日に受注者から外壁パネルの納期が遅れるなどの理由により工事延長請求書が提出され、翌31日に職員立会いの下、確認検査を行い工事が完了していないことを確認し、工事の延長請求については、事前に納期が遅れる旨の報告を怠ったなど、受注者の責めに帰すべき理由であると判断し、延長請求は認めない旨の文書を通知いたしました。ただし資材の発注が進んでいたこと、及び再発注による事務費の増加や工期が大幅に遅れるなどを考慮し、工事契約は解除せず継続することといたしました。その後、外壁パネルが納品され、その他の工事も進み、4月15日付けで工事完了届が提出され、4月23日に完了検査を行い、工事は完了しております。5月11日に本工事の完了が遅延したことに伴い、契約書に基づいた違約金を受注者に請求し、同日に納付されております。さらに、5月11日、同日に受注者が工事を期間内に完成できなかったことが

入札参加者指名停止事務処理要領に抵触すると、このことから、入札参加者指名停止審査委員会を開催し、協議の結果2週間の指名停止と決して、町長へ報告して、町長から承認されたところです。以上が外壁の破損から受注者の指名停止までの経過となります。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この工事に際してですね、建設課は関わっていたんでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）当初からは関わっておりませんでした。途中からは関わっておりますけれども当初からは関わっていません。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）途中からというのは、いつでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）3月11日からになります。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）建設課が関わっていなかったという、当初から。ということでございますので、この工事の発注時期に関してお話しさせていただきますと、この施設、要するに圧雪車の車庫ですよ。雪の降る時期も考えましてね、もう去年の2月段階で破損しているということなので、本来であれば、雪の降る前まで、要するに11月いっぱいまでには最低でも終わらせなければならなかった工事ではないかと私は思いますね。その辺のめどと言いますか、工事完了めどの検討はされましたか、担当課では。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）6月に業者より見積書を受領して、9月に補正しております。その際にはですね、工事を早急に完了させるという認識はありました。しかしながらですね、発注準備の段階において、見積書を頂いた業者から年度内での完工が難しいというお話があったため、担当者の方でちょっと対応に苦慮してしまったと。あとはまた、担当課としてですね、これは発注事務全般に言えることなんですけれども、工事内容や工期の設定に対して、非常に安易に考えていたというふうなことが、今回の状況になってしまったのかなというふうに私の方では考えているところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そもそもやはり、取っかかりが間違えましたね。ということは、6月に業者から見積りを取ったのであれば、これいつ見積依頼をしたのかはわかりませんが、もうちょっと早くに見積依頼をして、やはり最低でも6月に補正すべきだったと思います。担当課では1番良い時期、工事に際して1番良い時期を逃してしまったんですよ。これはね、最大のミスですよ。せっかく6月に見積りを頂いたんだったら、もうちょっと早く、これ結果論でも何でもありません。6月に補正していれば、11月まで7、8、9、10、11と5か月あったんですよ。これいくらでも間に合いましたよ。それが9月ですよ、補正したのが。では、その間何をやっていたんだという話になりますよね。これはね、町の重大なミスですよ。まずこれ工事時期もそうですけれども、工事の期間ですよ。要するに適正な工期の設定、これは建設業法の規定では、要するに著しく短い工期の請負契約を禁止されています。さらに国土交通省の工期に関する基準、これによると働き方改革によって、週休2日制を確保しなさい、労働時間規制を遵守しなさい、そのためには天候不順ですとか、準備・後片付け期間を考慮して適正な工期を設定しなさいという、これは義

務付けられています。これ担当課では、ご存じでしたか。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）申し訳ございません、承知しておりませんでした。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これ、建設課長はご存じでしたか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）建設課の方では、北海道の開発局からの周知文等によりですね、著しく短い工期の請負契約の禁止や適正な工期設定の義務付けについては、把握はしているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この3月11日から3月31日まで、20日間しかないんですが、工期として。これ建設課長がもし当初から関わっていれば、適正な工期を設定するとして、どのぐらいの日数を想定します。妥当だと思いますか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）ただいまの質問にお答えいたします。

当該工事はですね、改修工事でございますので、改修内容等の状況から、まず工期を設定することとなると思います。今回の改修工事の内容ですと、仮設足場の設置、外壁パネル材の製作や建て込み等の日数等を考えますと、工事を発注する時期にもよるのですけれども、準備工を含めると2か月から3か月間の工期設定と考えます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今、建設課長の方から2か月から3か月程度程度の工期が必要じゃないかということでもありますけれども、私も全くそのとおりだと思います。最低でも2か月は見なければならなかった工事だと思います。それが9月議会で補正して、年度末3月まで持っていったということは、この間はそうしたら一体何をやってたんでしょうかという話になりますよね。これはね、仕方がないと思います。これは一般の事務職であればね、わかりませんよ、これは。当然だと言っては、ちょっと語弊がありますけれども、わかりませんよこういうことは。建設課長だからわかるんですよ。時折そういう文書が入ってきますからね。ですから、20日間という著しく短く工期を設定し、発注したということに対して、町長はこれをどう思いますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今思いますと、適正な時期に発注できなかったというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もう少しですね、工事の発注が遅れた理由と、それと工事が要するに遅れた、完了日までに終わらなかったという、この要因について、もうちょっと具体的に説明をお願いします。

○議長（横関一雄）奈良産業課参事。

○産業課参事（奈良充雄）ちょっと先ほどの説明と重複するところを、ご了承願います。

まずですね、工事の発注が遅れた要因でございます。1つはですね、先ほど来からずっと言っている起

工決定の時期の遅れでございます。先ほど答弁いたしました、当初、町内業者から見積りを取得しましたが、まず予算措置が9月までずれ込んでしまったと、6月に見積りを頂いていたのに9月までずれ込んでしまった。その後、改めて業者に確認、見積書を頂いた業者からはですね、9月の段階ではもう年度内の完工が難しいというふうに言われて、別な事業者に再度見積りすることになってしまったと。ここで大幅な時間ロスをしてしまったというのが1点だというふうに考えております。もう1点はですね、先ほど来、議員の方からも仰られているとおり、内部体制の不備というふうに考えております。当時、担当職員は他の業務を非常に多く抱えてですね、極めて厳しい環境にあったというふうに考えています。そのような状況下でですね、担当業務に対して経験の浅かった担当者をですね、本来であれば専門的な知見を持つ建設課へ相談させて、助言を仰ぐべきところをですね、他部署への遠慮等もあってですね、業務を抱え込んでしまったと。さらに担当職員の上司や町理事者もですね、その状況を把握していながら必要な指導や支援をしていませんでした。担当職員を孤立させて、組織としてのアドバイスやチェック機能を機能させなかったことが結果として発注の遅延を招く事態となったというふうに考えています。

次に、工事の遅延の原因でございます。これも主な要因は2つあるというふうに考えています。1点目は、受注者からの連絡の遅れです。受注者は、資材の納期の遅延という状況を、資材を発注した段階で認識していたにもかかわらず、町側への報告を行いませんでした。この他に監督職員からの数度の問合せに対しても曖昧な回答となっていました。この点については、契約上の報告義務を怠ったというふうに判断しております。2点目は監督職員の現場確認がなされていなかったことです。監督職員は、電話では進捗状況を確認しておりましたが、電話でのやりとりだけでは不十分であり、現地へ足を運び、パネルの搬入状況や工事の進捗状況を確認していれば、工期末の直前になる前に異変を察知し、対策を講じることができたはずで、現場確認の徹底という監督業務の基本を怠っておりました。以上が工事発注と工事が遅延した要因と捉えております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）工事が遅延した要因は、町の監督員と工事請負業者とのやりとりがちょっとまずかったと言いますが、これ、やりとりがうまくいったとしても遅れますよね。そんなのは理由になりませんよね。20日間しかないんですから。普通やはり2か月見なければならぬものを20日間でやれというのがどだい無理なんですよ。しかも時期的に年度末の3月なんです。しかも20日しかない。本来であれば、請け負った業者は、着工届を出しますよね。その段階で準備が必要なんですよ。私から言わせたら最低でも、最低でもですよ、1週間から10日必要ですよ。あるいは最後、現場が終わりましてよとなると、後片付けから書類の整備から、足場も外したり、いろんな諸々の工事があります。それもやはり最低でも10日、これだけで20日ですよ。ではいつ工事をやるんだと。だから、いくら現場と工事監督員が密に打合せをしたとしても、物理的に不可能ですよ。ですから、仮に発注時期が遅れたという理由として、例えばですね、入札は執行したんだけど、入札が不調に終わってしまったと、そのために次の入札をするまでにいろんな調整するのに時間・手間がかかったんだと。時間を要したということであれば、私は理解できるんですよ。また、9月に補正をして、もう業者になんか聞く必要ないんですよ。これ多分おそらくノウハウがない事務方の職員ですからね、やはり心配になったんでしょうね、時期的に。ですから参考までに聞きに行ったと思うんです。そんなの必要ないんですよ。発注しろですよ。発注しなければ駄目ですよ。9月に補正が終わった段階で早急に指名委員会等を開催して、業者を決めてそれでもうすぐ発注ですよ。それで

あれば、10、11と2か月あったんですよ。間に合いましたよ。業者は2か月あれば、例えば見積もった業者でなくても参加資格をいただいたら、指名を受けたのなら何が何でもやろうということで、約500万円ですからね。おいしいですよ、やりますよ。だからそれをわからなかったから、そういうこともできない、調整もできないということで、私は職員の方をすごく気の毒に感じていますし、ですからおそらくこの内部起因で今遅れたという話、あるいは工事もそういうことで遅れてしまった、完了が遅れてしまったと。仮に私がその業者の立場であれば、あまりにもこれ工事の時期、あるいは工期の設定、あまりにもこれリスクが大きくてですね、もし私が業者でしたらいくらこれ指名の案内を頂いても辞退を視野に入れて検討したでしょうね。私はその指名に参加された業者の皆さんは立派だと思います。もうかなりハードルが高いのに、やはりこれ町の事情を勘案して、私は業者さん皆さん、入札に参加して、そうせざるを得なかったのかと思いますね。その業者さんにすれば、私は誠意のある対応だったと思います。ところが残念ながら、工期内に工事を終わらせることができなかったということで、町とすれば、やはり請負工事契約に則って、やはり違約金、あるいは指名停止の関係を受けたということになりますけれども、この指名停止というのは業者にするとですね、社会的信用を失う重大な制裁なんですよ。今回町長がこのたびのこの条例制定をその提出した背景には、このような、この一連の顛末を真摯に受け止めて、その結果、今回、この条例案を提出されたと思うんですが、町長としてはどのような心情でしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長

○町長（佐藤聖一郎）ことの顛末として、最終的には業者がそういった部分でペナルティを処すというような結果になってしまい、私自身の心情としては、業者だけにそういった傷を負わせるというのも非常に心苦しい部分がございますので、そういった部分を含めてですね、私自身もきちんと処分を課さなければならぬということですね、今回提案させていただいた次第でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）町長の気持ちはわかりましたけれども、これに関わった職員の処分についてはどうお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）このたびの職員への処分ということでございますけれども、本件の要因についてはですね、ご指摘のとおり専門性の高い工事発注業務に対し、十分な知識や経験を有する職員を適切に配置し組織全体でバックアップする体制が不足していたこと、また業務の難航を把握していながら、適切な指導や機を逸しない支援を講じられなかったことなど、町の管理者として見通しの甘さ、服務管理の不徹底があったものと厳しく反省し、真摯に受け止めているところでございます。それで本件に関わった3名の職員に対しまして、事態の重大性を鑑み、令和8年5月8日、関係規定に基づきそれぞれの立場における責任を明確にするため、2名に対し厳重注意書を私から施行した他、他1名に対し口頭注意を行いました。また当該工事の受注者に対しても、先ほど申し上げたとおり町発注工事の施工に当たり、契約に違反し工事の請負契約の相手方として不適当と認めることから、令和8年5月11日から令和8年5月24日まで指名停止させていただいたことを申し添えさせていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）本当にこの業者さんもそうですけれども、この監督員を務めた職員の方は、本当に事務職なんでね、相当私これ苦しんだと思いますね。先ほどの説明にもあったように、どこにも相談できな

いと、もう切羽詰った状況で、非常に私は同情しますね。ですから本来であれば、注意事項で終わるのもちょっとかわいそうな気もしますが、町としては止むを得ない措置かと思えますけれども。そこで最後に先ほどにつながっていくんですけども、最後に今後の再発防止策について、町長に伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後の再発防止策として、まず1つ目はですね、これまでも実施しておりますが、工事の修繕の業務を実施する際は、費用の大小にかかわらず建設課との事前協議を徹底させていただきます。これにより工事の内容や設計見積りの妥当性をですね、第三者視点でチェックすることができるものと考えております。またこれにより建設課の業務が増大することが見込まれますことから、先ほどご可決賜りました一般会計補正予算の中でも、発注設計支援にかかる業務委託料を計上させていただいた次第でございます。2点目として、専門知識を要する積算や見積業務についてはですね、当初は外部委託を積極的に活用し、客観的な工程管理と専門家の知見を導入させていただきたいとそうように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（横関一雄）まず、原案に反対者の発言を許します。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）今回の減額に対しては、過去の2件の減額事例がありましたが、それは犯罪に対してのペナルティであり、今回はそれに該当しないと考える。今後も町の運営をしていく中で、このような事例は、大なり小なり出てくると考えます。それを減額していると大胆な町の運営ができなくなり、逆に住民の満足していただく事業などができなくなると考え、減額までは至らない事例だと考えるため反対いたします。

○議長（横関一雄）次に原案に賛成者の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、本条例案の制定について、賛成の立場で討論いたします。

本条例案の提出は、スキー場圧雪車庫の工事請負について、工期内に工事が完成しない事態を招いたことに起因するもので、町は請負契約に基づいて請負業者に対し、遅延日数に応じた違約金の処分と指名停止基準に基づいた2週間の指名停止処分を既に実施しています。一方で、当該工事を発注するに当たり、起工事務等を担当した職員が一般事務行政職員であったため、工事発注業務に関する知識や経験に乏しく、さらに監督業務を担うことは物理的に困難な状況にあったことは否定できないものと考えます。しかも、当該職員が業務進捗段階で難航し苦慮している状況を上司や町理事者は把握していたにもかかわらず、必要な指導や支援を怠った責任は非常に重いものと考えます。これらの内部体制の不備が起因して、年度末までの発注が遅れ、さらには建設業法で定める、著しく短い工期での請負契約が禁止されていることや、国土交通省の工期に関する基準で義務付けされている適正な工期設定に反したことが、工期内に工事が完成しなかった要因でもあり、町長の管理監督責任は重く、町側にも一端の責任はあると考えます。このたびの条例案の提出は、町長がこれら一連の顛末を真摯に受け止めた結果による判断であり、その誠意ある対応を尊重し、本条例案の制定については賛成するものであります。以上です。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）これで討論を終わります。

これから、議案第4号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について』を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（横関一雄）起立少数です。

したがって、議案第4号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について』は、否決されました。

日程第12 議案第5号

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第5号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第5号、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

本条例は、令和8年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が本年3月31日に公布されたことに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、町民税は復興特別所得税の引き下げ、防衛特別所得税の創設に伴う条文の整理、住宅ローン控除の適用期限の延長、特定暗号資産取引に係る課税の見直し、固定資産税は家屋及び償却資産の課税の基準となる免税点の見直しでございまして。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明をいたします。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が改正前で左側が改正後となっております。第34条の7につきましては、復興特別所得税の引き下げ、防衛特別所得税の規定新設に伴う寄附金税額控除の条文の整理でございまして。第36条の2は、本条例の改正に伴う引用条文の追加、2ページをお開き願います。中段、36条の3の2につきましては、法改正に伴う項ずれの整理。

3ページをお開き願います。第36条の3の3は、5ページまで、公的年金等受給者の扶養親族等申告書

の提出範囲の見直しに伴う改正でございます。

6ページをお開き願います。6ページ、第63条につきましては、固定資産税の課税の基準となります免税点を改正するものでございます。附則になります。附則第6条につきましては、適用期限の延長。附則の第7条の3は、住宅ローン控除の適用期限の延長。附則第7条の4は、特定暗号資産取引に係る課税見直しに伴う引用条文及び項ずれの改正でございます。

7ページをお開き願います。中段、附則第9条の2につきましては、法改正に伴う読替規定の追加、附則第17条の2は、法改正に伴う引用条文の改正及び課税の特例の除外規定の追加でございます。

8ページをお開き願います。8ページの下段、第19条の3につきましては、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴います条文の新設でございます。

10ページをお開き願います。10ページ、附則でございます。附則の第1条は、施行期日に関する規定で、令和9年1月1日から施行し、各号に定める規定はそれぞれ定める日から施行するというものでございます。附則の第2条は、町民税に関する経過規定を定めており、それぞれ施行日前における規定の適用については従前の例による旨を定めております。

11ページをお開き願います。下段、附則の第3条は、固定資産税に関する経過措置を定めておりまして、令和9年度以降の固定資産税に適用し、令和8年度までは従前の例による旨を定めているものでございます。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの出席議員は9名です。

日程第13 議案第6号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、菊地福祉課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議案第6号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正に係る概要についてご説明申し上げます。令和7年12月26日に令和8年度税制改正の大纲が閣議決定され、令和8年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、仁木町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、法定限度額の改正に伴い、仁木町国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げること、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額3万円を追加すること、低所得者、未就学児及び出産被保険者に対する減額について18歳以上被保険者均等割を追加すること。18歳未満被保険者に対する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割を減額すること及び国民健康保険税の減額基準のうち、5割減額、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額をそれぞれ引き上げる内容となっております。

なお、本件につきましては、本年2月6日開催の仁木町国民健康保険税審議会に諮問し適当と認める答申をいただいていることを申し添えます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案でございます。なお、下線を付してある箇所が改正箇所でございます。第2条第2項では、基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げるものでございます。第3項では、被保険者の前に、「国民健康保険の」を追加しております。同条第5項では、新設される子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円と定めるものでございます。第23条は被保険者1人ずつに係る均等割と1世帯ごとに係る平等割の軽減についての条項です。第23条第1項ですが、軽減が適用されても課税限度額があり、この課税限度額も66万円から67万円に引き上げます。

2ページをお開き願います。同じく、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円とする規定を追加するものでございます。第1号では、クを新設し、7割軽減の対象となる世帯では、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割軽減額を1人につき70円とするものでございます。同項第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を30万5000円から31万円に引き上げるものでございます。また、同号で、クを新設し、子ども分の18歳以上均等割について5割軽減の対象となる世帯の被保険者均等割軽減額を1人につき50円

とするものでございます。

3ページをお開き願います。同項第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円から57万円に引き上げるものでございます。また、同号で、クを新設し、子ども分の18歳以上均等割について2割軽減の対象となる世帯の被保険者均等割軽減額を1人につき20円とするものでございます。第23条第3項では、出産した被保険者の所得割額の減額について規定しておりまして、減額の対象に18歳以上被保険者均等割額を加えるものでございます。同項第1号は、根拠としている規則の条ずれを修正するものであります。同項第9号では、出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額を免除する規定を新たに追加するものでございます。

4ページをお開き願います。第23条第4項では、18歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額について、均等割額を全額免除するための規定を新設するものでございます。附則の第1項は施行期日の定めであり、公布の日から施行し令和8年4月1日から適用するものでございます。第2項は適用区分の定めであり、改正後の仁木町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。以上で議案第6号について説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号

大江辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第7号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号、大江辺地に係る総合整備計画の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により準用する同法第3条第1項の規定により、大江辺地に係る総合整備計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第7号、大江辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

本計画につきましては、起債を活用する事業計画のある地区の総合整備を定めているもので、計画を定めることで充当率100%、交付税算入率80%の有利な辺地対策事業債の活用を図ることができるものでございます。計画書をお開き願います。

大江地区総合整備計画につきまして、3. 公共的施設の整備計画の橋りょう（橋りょう補修事業）におきまして、七曲橋の橋桁等の補修事業の実施により、新たに計画に追加するものでございます。事業費につきましては7945万3000円で一般財源も同額の7945万3000円、うち辺地対策事業債は7940万円を予定しております。変更後の合計事業費は、括弧書きで3億8885万3000円で、一般財源も同額の3億8885万3000円うち辺地対策事業債は3億8880万円でございます。以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号

財産（動産）の取得について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第8号『財産（動産）の取得について』を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号、財産（動産）の取得について。次のとおり、仁木町立小中学校情報機器を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第3条の規定により議会の議決を求める。令和8年6月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 取得の目的、仁木町立小中学校情報機器取得。2. 財産の取得の種類及び数量、児童生徒・教員用情報機器269台。3. 取得の方法、随意契約となっております。4. 取得の価格は、1777万1160円で、うち消費税及び地方消費税分が161万5560円となっております。5. 取得の相手方は、札幌市中央区南1条西3丁目2番地、大丸株式会社 代表取

締役 芹田昭彦です。6. 納期は、令和9年3月15日となっております。

詳細につきましては、和田教育次長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）議案第8号、財産（動産）の取得について、ご説明いたします。今回の取得につきましては、令和2年度に整備いたしました児童生徒1人1台の情報機器が耐用年数を過ぎておりまして、更新の必要があることから、小中学校の情報機器・タブレットを購入するものでございます。機器の購入に当たりましては、国の補助金を活用することとしており、補助要件といたしまして、都道府県を中心とした共同調達により調達することが定められており、令和8年3月19日に北海道により一般競争入札が実施され、本町は契約すべき事業者が決定した次第でございます。町の条例によりまして、財産の取得の契約につきましては、予定価格が1000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、共同調達の予定価格は1777万1160円でありましたので、今定例会に上程しております。

お手元に配付の見積合せ結果の1ページをお開き願います。見積合せの結果につきましては、大丸株式会社で決定しております。決定金額につきましては1615万5600円でありまして、この金額は、見積書比較価格と同額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては1777万1160円、予定納期につきましては、令和9年3月15日まででございます。

続きまして、2ページをお開き願います。事業内容につきましては、町内小中学校の児童生徒と教職員のタブレットの購入でございます。児童生徒分は199台、予備機として18台、教職員分としましては52台の合計269台の購入となります。また、タブレット本体の他にはキーボード付きカバー、タッチペン、タブレット管理ツール、画面保護フィルムが付属いたします。なお、タッチペンにつきましては、児童生徒用の199台のみの付属となります。以上で議案第8号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『財産（動産）の取得について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『財産（動産）の取得について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時31分

再 開 午後 3時32分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの出席議員は9名です。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、次回の開催は、6月26日金曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日のご審議、大変ご苦労さまでした。

延 会 午後 3時32分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和8年6月25日～26日（2日間）

1日目 令和8年6月25日（木）

（開会～午前9時30分／延会～午後3時32分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和7年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—
議案第1号	令和8年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	R8.6.25	原案可決
議案第2号	令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	R8.6.25	原案可決
議案第3号	令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	R8.6.25	原案可決
議案第4号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について	R8.6.25	否 決
議案第5号	仁木町税条例の一部を改正する条例制定について	R8.6.25	原案可決
議案第6号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R8.6.25	原案可決
議案第7号	大江辺地に係る総合整備計画の変更について	R8.6.25	原案可決
議案第8号	財産（動産）の取得について	R8.6.25	原案可決